

令和3年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年3月8日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 町政執行方針
- 第 6 教育行政執行方針
- 第 7 一般質問

○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君

福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第2回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第2回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、10年前の3月11日に東日本大震災が発生いたしました。改めまして、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様並びに関係者のご心中、ご苦勞に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、内閣府の月例経済報告によりますと、我が国の景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きは鈍いとされておりますが、我が町をはじめとする地方までは届いておらず、暮らしが上向いている実感はなお乏しい状況にあります。感染拡大の影響により今年の夏に延期となりました東京オリンピック・パラリンピックの開催が懸念されている中、国においては感染抑制の鍵となるワクチン接種が進められており、道内でも医療従事者に対する優先接種が開始されたところであります。本町における状況といたしましては、国の方針として65歳以上の方から接種を受けていただくことになっておりますが、天売地区、焼尻地区については16歳以上の希望者に対し、一斉に接種を実施する方向で検討しております。また、市街地区についてもワクチンが到着次第、素早く接種を行えるよう関係機関と協議しているところであり、今後準備が整い次第、町民の皆様にお知らせをしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈り申し上げますとともに、引き続きマスクの着用、手洗い、うがいの励行、小まめな手指消毒、そして密閉、密集、密接の3密回避など感染防止対策を徹底されますよう町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

こうした中、新年度を迎えるに当たり、本町においては課題とすべきことは数多く、また多岐にわたっておりますが、明るい話題を一つでも多く発信できるよう議員各位と町民の皆様とともに元気な羽幌を目指した持続可能なまちづくりを進めてまいり所存であります。

なお、令和3年度の各施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと思っております。

また、先月報道発表いたしました事務処理誤りにつきましては、当事者をはじめ町民の

皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたところであり、深くおわび申し上げます。詳細につきましては、この後の行政報告で述べさせていただきますが、今後このようなことが起こらないよう十分注意して行政執行に当たってまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております案件は報告1件、議案として条例案9件、令和2年度補正予算案7件、新年度各会計予算案8件、同意として固定資産評価審査委員会委員の選任1件の計26件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工 藤 正 幸 君 6番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月3日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

3月3日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案24件、同意1件、発議3件、都合29件、加えて一般質問5名7件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から11日までの4日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問3名の審議をもって終了といたします。明9日は、一般質問2名、報告、一般議案、補正予算の審議を行い、令和3年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、令和3年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は11日まで休会とします。11日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、同意、発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特

段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月8日から11日までの4日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月8日から11日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年度11月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく羽幌町教育委員会事務点検評価報告書が提出され、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和 3年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 逢 坂 照 雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年 1月 29日

- (1) 令和2年度工事の発注状況について
- (2) 除排雪業務について

令和 3年 2月 17日

- (1) 再生可能エネルギー発電設備について
- (2) その他
 - ・離島税制の延長について
 - ・I P電話の廃止について
- (3) 商工業の現状について
 - ・各種補助金・助成金制度の活用状況について
- (4) 観光業の現状について
 - ・はぼろ温泉サンセットプラザの現状について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 3年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 小 寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年 2月 10日

羽幌町総合体育館の管理運営について

令和 3年 2月 25日

- (1) 第8期介護保険事業計画について
- (2) その他
 - ・天売複合施設について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 3年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 2年12月11日、令和 3年 1月6日

議会広報の編集について

令和 3年 2月19日

議会広報・広聴の調査、研究について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先月既に新聞報道されておりますが、令和元年度年金生活者支援給付金算定に伴う対象者データの抽出誤りにより、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして行政報告をさせていただきます。

事案の概要でございますが、年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得が一定額以下の高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乘せして支給される制度で、令和元年10月1日から施行されています。本給付金は日本年金機構が実施する事務であり、支給対象者を判定する過程で各市区町村から所得や世帯等のデータ提供を受けて、支給要件に該当するか否かを判定しております。今回その支給対象者の判定を行うために、厚生労働省年金局へ提出した対象者データの抽出範囲に不備があることが判明し、令和元年10月から令和2年7月分として支給した給付金について、本来支給すべき額より過大に支給していることが発覚したものであります。

対象者データ抽出誤りの要因であります。今回影響のありました年金生活者支援給付金の対象は、65歳以上で老齢基礎年金を受けている方、請求される世帯全員の市町村民税が非課税となっている方、前年の年金収入額と所得額の合計が87万9,300円以下である方の支給要件を全て満たしていることが必要となっております。

その支給要件を判定するに当たり、国から示された媒体作成仕様書等に基づき、当町の

システム委託事業者が当該システムを変更した上でデータを抽出し、町から年金局に提出していましたが、その後全国的に当該仕様書等の解釈を誤っている市区町村が見受けられたため、令和元年9月27日付で事務連絡により国から全市区町村に対しての通知を受け、再度見直しを行った結果、当町においても対象者抽出データのシステム設定に誤りがあることが判明し、修正報告が必要となりました。

このため修正データを提出するに当たり、提出までの期間が短く、急を要することからシステム委託事業者と年金局とで直接調整を行い、報告する必要があるデータの範囲について確認をしましたが、その際年金局が指示した内容とシステム委託事業者が受けた内容との認識の違いにより、結果として修正報告の必要な対象者の範囲が不足していたことが算定誤りに至った要因でありました。

事案の判明の経過であります。令和2年度の給付金につきましては、令和元年分の所得情報を基に令和2年8月から令和3年9月支給分として決定し、前年度と比較し、支給額に変更が生じる場合は対象者へ支給額変更通知書が送付されます。令和2年10月中旬にその通知を受けた方から、基礎年金額に変更がないのに支給額が減額になった旨の問い合わせを受け、留萌年金事務所に照会したところ誤りであることが発覚したものであります。

算定誤りによる影響としましては、過支給により返還が生じる年金生活者支援給付金は令和元年度分の90件、200万5,072円であります。対象者に対しましては、支給変更額の確定後、担当課長、係長及び担当者でおわびを申し上げ、2月上旬に日本年金機構及び羽幌町よりおわび状を送付しております。また、過支給分については基本的に2月支給分から内払い調整により、基本支給額の半額を完済するまで引き去ることとなっております。

以上が事務処理誤りについての内容でございます。本事案につきましては、制度施行時における対象者判定のための所得情報等を提供するに当たり、国と町が委託しているシステム事業者との認識の違いから発生した誤りではありますが、新たな制度が始まる段階でもあり、対象者データの抽出に当たってはシステム事業者との綿密な連携の下、仕様書等の解釈に慎重を期すべきであり、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。

今後このようなことがないように再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第5、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和3年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから1年が経過し、この間、生活スタイルの見直しや社会・経済に甚大な影響を与えるなど、私たちの想像を大きく超える事態となりました。感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、現在治療を受けている皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。また、感染症患者を救うため、最前線でご尽力いただいている医療従事者の方々、細心の注意を払い高齢者と向き合う介護関係者の方々、全ての関係者の皆様に、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

当町の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、国や北海道の指針を踏まえ、公共施設等の閉鎖や経済対策事業に取り組んでまいりましたが、離島を抱えている事情もあり、特に慎重な対応を取ってきたことに、議会をはじめ町民の皆様にも多大なるご協力を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

国の令和3年度予算は、2年度第3次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題でありますデジタル社会・グリーン社会、活力ある地方づくり、少子化対策など全世代型社会保障制度などにも対応することをポイントとして掲げられ、地方交付税は、国・地方ともに税収減が見込まれる中、一般財源総額を適切に確保するため、令和2年度より0.9兆円多い17.4兆円が計上されております。本町におきましても基幹産業であります第一次産業をはじめ、経済が昨年度よりも上向きになることを願っております。

令和3年度は、第6次羽幌町総合振興計画が最終年度となり、昨年策定しました第2期まち・ひと・しごと総合戦略をはじめ、各計画との整合性を図りながら、皆様のご意見を踏まえ第7次計画の策定に着手しているところでありますが、引き続き、安心、安全で住みよい活力のある元気な町を目標に、各施策に取り組んでまいります。

「地域の自然が育む豊かなまち」として、豊かな自然環境を次世代の子供たちに引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、各種事業を進めているところであります。

「シーバードフレンドリー認証制度」の取組を基に、環境省が提唱しております地域資源を生かした自立・分散型社会を形成する「地域循環共生圏」の構築を目指し、専門家による講演会の開催や都市部からのエコツアー事業を支援するなど、シーバードフレンドリー認証事業者と消費者の相互理解を推進してまいります。

「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」として、安全で安心な地域医療体制の構築を図るため、医療従事者の確保に向けた各施策を継続するとともに、道立羽幌病院並びに天売・焼尻診療所の診療体制確保につきましても、引き続き関係機関と協議調整を

図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、国の指示に基づき、都道府県の協力を得て市町村が実施することとされており、現在、国・道及び関係機関の情報を収集しながら準備を進めているところであります。町民の皆様にとって副反応がなく効果的なワクチンであることを期待するとともに、安全な接種体制を確立し万全を期した上で実施させていただきます。

保健予防、高齢者福祉につきましては、皆様の健康増進を推進するため、各種健診等で「オロちゃんカード」のポイントを付与する「健康マイレージ事業」を継続するとともに、令和3年度から始まります「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者を支える地域づくりや介護サービスの充実を図ってまいります。

「安心して魅力的な田舎暮らしができるまち」として、当町の基幹産業であります、第一次産業の安定した経営及び生産基盤確立のための各種取組に対し、支援を継続してまいります。

また、3月から試験運用を開始しております、災害や防災情報を皆様の携帯電話等を通じてお知らせするシステム「防災 info はぼろ」を、4月から本格稼働する運びで進めております。3月中に皆様の携帯電話等で受信できるよう設定いただきますとともに、改めまして災害時の避難経路や持ち物などにつきましても、ご確認されますことをお願いいたします。

次に、令和3年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、地域の自然が育む豊かなまちであります。

自然環境・景観の保全として、本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発活動に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

緑化・公園整備の充実として、はぼろバラ園においては、町の財産である「バラ」を町民とともに育み、引き続き適切な管理を行いつつ、サービス向上に向け環境整備を進め、観光客や町民の皆様が親しまれる憩いの場の提供に努めてまいります。

また、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

海鳥の保護対策として、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取組を進めてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台、字築別及び字上築の各一部を継続調査し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

2つ目に、誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまちであります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいている道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、令和2年度に天売診療所と道立羽幌病院を結ぶ遠隔医療機器を整備したところではありますが、令和3年度は焼尻診療所にも整備することとしております。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和3年度も健診（検診）受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげ、糖尿病性腎症重症化予防にも医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診などの実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。

また、聴覚障がい早期発見と早期療育を目的に、新生児を対象とする聴覚スクリーニング検査を受けた保護者に対し、検査費用の助成に取り組んでおりますが、この事業につきましても継続してまいります。

高齢者福祉の充実では、高齢者の方々が、少しでも長く自分たちが望むライフスタイルで暮らしていけるよう、運動の習慣づけや通院、買物などの外出機会の創出や閉じ籠もりの増加抑制などを目的に、高齢者に対してハイヤー乗車券を交付し、高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

令和3年度からは、歩行や家事動作等の改善を図る運動教室を開催し、介護予防にもさらに取り組むこととしております。

また、令和3年度から始まります「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、当町が75歳以上の後期高齢人口のピークを迎える令和7年度を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進めてまいります。町内では慢性的な人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

高齢者の権利擁護体制は段階的に進めており、成年後見実施機関の委託先である羽幌町社会福祉協議会において、法人後見の受任体制が整備されましたことから、中核機関の設置に向け引き続き連携・支援してまいります。市民後見人養成講座修了者につきましては、研修等を継続し、知識習得や意欲を維持していける機会を確保するとともに、次代の担い手育成に取り組んでまいります。

さらには、地域包括支援センターの機能を強化し、保健師、社会福祉士主任介護支援専門員の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実として、「第6期はぼろ障がい福祉計画」に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進など、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

児童福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・保育施設に対する施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

町内保育士等の人材確保と充実を図るため、令和2年度より対象を拡大し、私立幼稚園を含め、町内の保育施設等で勤務しようとする学生に対する修学資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図られるよう、子育て支援センターを中心に親子の交流事業や育児相談等を継続し、地域における子育ての環境づくりに努めてまいります。

ひとり親家庭福祉の充実として、少子化や若年層の流出対策と定住促進を目的にシングルペアレントを受け入れております。令和3年度についてはPRに力を入れながら引き続き関係企業等や町民の理解、協力により、労働力の確保や新たなパートナーとの出会いにも期待し、取り組んでまいります。

社会保障の充実として、国民健康保険事業は、「北海道国民健康保険運営方針」が改定され、国民健康保険制度のさらなる推進に向け、北海道と連携しながら事業運営に努めてまいります。また、資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収など町の役割を適切に担ってまいります。

後期高齢者医療は、制度の変革が今後見込まれる情勢にあることから、広域連合及び北海道からの情報を的確に把握しつつ、関係機関と連携を図りながら適切な事業運営に努めてまいります。

コミュニティ活動の充実として、関係自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際化の推進として、国際交流事業を支援し、視野の広い人材の育成に努めてまいります。

町民主体の推進として、行政への町民参加や協働によるまちづくりを目指し、広報誌や

ホームページを中心とした積極的な広報に努めるほか、皆様の意見を広く聴く機会として町政懇談会を開催いたします。

計画的な行財政運営として、公共施設マネジメント計画に基づき、各施設の維持や整備検討を効率的かつ効果的に推進してまいります。

ふるさと納税制度につきましては、当町の現状や取組を広く周知し、目的に応じた施策の貴重な財源として有効活用してまいります。

広域行政の推進として、これまで、電算共同化やし尿処理など、事務事業に応じて広域による取組を進めてまいりました。今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

留萌管内7町村、中北部5町村及び中部3町村など、それぞれの枠組みによる連携事業を継続してまいります。

3つ目に、安心して魅力的な田舎暮らしができるまちであります。

農業の振興として、農地の規模拡大や集積等へ支援する農業後継者対策事業をはじめ、経営所得安定対策、日本型直接支払制度の推進、鳥獣被害防止対策事業の強化拡充、用排水施設や圃場整備などの基盤整備事業による生産性の向上に対する支援のほか、新規就農者対策を含めた法人化の推進や災害時における支援など、地域の実態に即した農業振興を推進してまいります。

林業の振興として、森林の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、継続的な森林施策を実施し、災害を未然に防ぎ、さらに良質な木材を生産すべく間伐などを行い、適正な維持管理と整備を進めてまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、私有林において実施される森林整備事業に対して町独自の助成を行うことで地域森林の振興に努めてまいります。

畜産業の振興として、草地改良事業による安全で高品質な畜産物の安定的生産へ支援を行うとともに、酪農ヘルパーの活用など、ゆとりある畜産経営に向けた対策を推進してまいります。

焼尻めん羊牧場については、町による直営牧場として適正かつ安定的な運営に努めるとともに、酪農学園大学との連携についても、密接な関係が築けるよう大学側との連携を継続し、実りある事業としてまいりたいと考えております。

水産業の振興として、漁業後継者育成の新規就業者対策をはじめ、外国人技能実習受入支援事業を継続し、漁業の従事者不足の緩和に取り組む漁業者などの支援に努めるとともに、漁業被害が深刻化しているトドなどによる刺し網被害に対する支援についても引き続き行ってまいります。

天売・焼尻地区においては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁場生産力の向上や漁業再生に関する実践的な取組を推進するとともに、離島からの漁獲物出荷に要する費用に対し助成を行うことにより、離島漁業の活性化に努めてまいります。

また、漁業経営の安定化と限りある水産資源を持続的に供給できるよう、各漁業者及び

関係団体とともに水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興として、商工業の振興には、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、積極的な事業活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持やさらなる定住促進に努めてまいります。

観光の振興として、旅行者のニーズや観光市場を的確に捉えて、一人でも多くの方が来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会をはじめとする関係事業所とも広く連携しながら、地域に活力と潤いがもたらされる事業を行ってまいります。

また、本町観光の柱である離島観光の活性化のため、道内外への誘客活動に加え、訪日外国人旅行者の誘客のための商談会などに参加し、官民連携による誘客活動を促進し、観光客増加に伴う観光消費額の拡大を目指してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめとする各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

勤労者対策の推進では、労働対策として、町独自の助成制度である雇用促進助成制度などの活用を推進し、町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が実施する事業を支援するなど、季節労働者の通年雇用化の促進を図ってまいります。

住環境の整備として、町営住宅は、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建て替え整備や適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理体制を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体など、空き家対策計画の推進に努めてまいります。

環境衛生の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクル促進及びごみの減量化に取り組むほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取組を継続してまいります。

また、小・中学生や高校生をはじめとする地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動については、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立て超過については、新たに整備した最終処分場への搬入など、適正化に向けた取組を継続するほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

交通輸送体制の充実として、住民生活に重要な役割を担っている路線バスや循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

離島航路については、利便性の向上が図られるよう、今後も関係機関と連携し、事業者

への支援を継続してまいります。

道路網の整備として、町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町準用河川長寿命化計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

港湾の整備として、羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国及び関係機関との協議を重ねるほか、国直轄事業による整備を継続し、離島との交流拠点としての機能や漁港の役割を併せ持つ港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

上水道の整備として、より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、更新等を計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めてまいります。

簡易水道の整備として、上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の整備として、下水を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器については、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、豪雨等による浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

防災体制の充実として、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、非常事態に備えた防災対策を講じるため、引き続き避難所等の開設に必要とされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練や避難所設営訓練等を通し、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へより早く確実に防災情報をお知らせするため、携帯電話通信網を活用した防災情報伝達システムを整備したところであり、当該システムの運用を開始し、さらなる防災力の強化を図ってまいります。

以上、令和3年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げます。引き続き、初心を忘れず、誠実、透明で公正、公平な信頼の高い町政運営を心がけ、安心、安全

で住みよい活力のある元気なまちづくりに努めてまいります。

町民の皆様及び議員各位のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで町政執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第6、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 令和3年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和3年度羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

はじめに

新型コロナウイルス感染症への対策として、昨年2月に北海道独自の緊急事態宣言が発出されて以降、学校教育及び社会教育の様々な活動に当たり、町民の皆様から深いご理解と温かいご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。現在も各省庁や文化・スポーツ団体の方針等を受け、様々な対策を講じるとともに、制限等を設けながら活動を推進しておりますが、今後も各施設において感染を持ち込まずに、また、広げないように、それぞれの活動が停滞しないよう努めていく所存であります。

こうした中、町立学校では、国のGIGAスクール構想に基づき取り組んでまいりました児童・生徒に対する1人1台端末と校内ネットワーク環境の整備が完了いたしました。これらの取組が学びを保障する一つの有用な手段となるよう、デジタル化の利点を生かした効果的な学習環境の構築に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、これからの社会を生きる子供たちは、高い志や意欲を持つ自立した人として、他者と協働しながら未来を創出し、課題を解決する資質や能力を身につけることが求められております。しかし、教員の児童・生徒への多様な対応に鑑みたとき、学校だけで対応することが難しくなっている現状にありますことから、学校運営協議会等を活用し、学校運営に地域の声を生かしながら地域と一体となった学校づくりに努めてまいります。

一方、社会教育は、人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会環境の変化による課題が複雑化する中において、住民の主体的な参加による持続的な社会や地域づくりに向け、これまで以上にその役割を果たすことが期待されております。このため、社会教育施設を拠点に各施設利用者の意向を把握しながら、地域の課題解決に向けた取組や地域活動に対

する支援が地域コミュニティの形成や人づくりなどに結びつくよう努めてまいります。

さらに、生涯を通して学び、その学び得た成果を生かせる環境整備も必要であり、潤いと活気のあるまちづくりの推進を目指してまいります。

教育委員会といたしましては、教育とは「人を育てる」という基本的な考えを念頭に、令和3年度においても学校教育や社会教育を通じて、現代社会や地域に不可欠となる人材育成に努め、必要となる関連施策を実施してまいります。

以下、施策ごとに主な取組内容等について申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

1、教育を推進するための条件整備についてであります。児童・生徒の基礎的及び応用的学力の向上、並びに体力や運動能力の向上に向けた必要な教材整備や学習活動の推進、さらには、教育のデジタル化を踏まえた指導の充実を図るなど、学校現場に視点を置いた取組に引き続き努めてまいります。

また、各学校段階において、児童・生徒が読書習慣を身につけ、読書の幅を広げられるよう、本に触れる機会の充実に努めてまいります。

2、教育環境の整備についてであります。学校は、児童・生徒の学習の場であると同時に、地域住民にも利用されている施設であり、常に良好な環境を保つ必要がありますことから、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。教職員住宅につきましては、現状や教職員の推移等を勘案しながら計画的な改修等を進めてまいります。

天売複合施設は、建設予定地における教員住宅の移設や排水管切替え等の敷地整備などを実施いたします。

3、地域とともにある学校づくりについてであります。学校教育の充実を図るには、学校が地域の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。このためには、「どのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを保護者や地域と共有する必要がありますことから、教育活動や学校運営の状況を積極的に情報提供し、学校と地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指します。

4、教育の質を高められる環境づくりについてであります。教職員の資質向上については、校内研修をはじめ、これまでの教育実践の蓄積を踏まえ、専門的知識や指導力向上に向けた各種研修会への積極的な参加を促すほか、研究事業等の実施に努めてまいります。

また、本年度から本格運用いたします校務支援システムの有効活用等により教職員の働き方を改善し、教職員が本来業務に費やすことのできる時間を増やすなど、健康で生きがいとやりがいを持って勤務できる環境づくりに努めてまいります。

5、心身ともに健全な人間性と社会性を育む環境づくりについてであります。児童・生徒が心身ともに健全な人間性と社会性を育むためには、規則正しい生活習慣の育成と問題行動を未然に防止することが重要です。生活習慣の育成といたしましては、児童・生徒の生活リズムの向上に向け、家庭・学校と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」運動を継続

いたします。

また、児童・生徒の問題行動については、いじめなどのほかインターネットによるトラブルが複雑化の傾向にあり、適切な対応が求められています。今後も、児童・生徒の小さな変化を見逃すことなく、関係機関が連携した取組に努めてまいります。

6、高等学校教育の振興についてであります。天売高等学校は、進学・就職に備えた修学形態の下、地域に根差した特色ある教育を実践しており、地域コミュニティの維持にも欠かすことのできない存在となっております。このため、学校存続及び地域活性化に向け、島外からの入学生確保のための募集活動を継続していく必要があります。今後も、学校、地域、行政が一体となり、魅力ある教育活動と島外生徒の受入れに取り組んでまいります。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日頃から地域の期待に応える学校づくりが推進されています。今後も魅力ある学校づくりに対して、資格取得、部活動、学力向上等に係る支援を実施し、地元高校への志向が高まるよう努めてまいります。

7、学校給食の充実についてであります。学校給食は、児童・生徒の健全な成長に必要な栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など、多くの要素が含まれることから、食育の教育として指導に努めてまいります。施設の運営管理につきましては、衛生面や調理作業の効率化等に配慮した施設や調理機器の更新等を行い、安心安全な学校給食の提供に努めます。

また、学校給食事業がより効果的な取組となるよう、学校給食費の公会計化に向け準備を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

1、幼児・少年教育についてであります。少年期はいろいろな経験からたくさんものを吸収し、自主性や社会性を身につける大事な時期であります。地域全体で子供たちを育てていく体制づくりが重要であり、関係機関と連携を図りながら、子供たちの様々な体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長し、豊かな情操と社会生活上でのルールなどを学習する機会の充実を図ってまいります。

また、「石川県内灘町」との青少年交流事業を継続し、姉妹都市としての先代からの絆を後世に受け継いでまいります。

2、成人教育についてであります。活力のある毎日が送れるよう、学びと喜びを目的とした講座の開設や、各種サークル活動やPTAへの支援を行うことで、多くの学習機会の提供に努めてまいります。また、60歳以上の方を対象とした「いちい大学」では、「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」を基本理念に、自主性をもって取り組む機会を提供し、充実した生活を見出すための支援を行ってまいります。

3、家庭教育についてであります。家庭教育は、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、さらには学習に対する意欲や態度などの基礎を培う重要な役割

を担っている全ての教育の原点であります。

家庭の教育力向上には、親が子供の教育を行うための知識・技能と態度について学ぶことが必要であり、併せて、親と子供の成長を社会全体で支えることも重要でありますので、そのための学習機会や情報提供をこれまでと同様に行ってまいります。

4、健康づくり、スポーツ活動についてであります。スポーツは、競技性における達成感や充実感のみならず、体力向上や生活習慣病の予防など、心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものであります。

今後においても、誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、参加できる環境の充実を図ってまいります。

活動の拠点となる施設面では、総合体育館の大規模改修工事に着手するほか、陸上競技場の改修に向けた実施設計に取りかかります。

5、文化活動についてであります。芸術文化は、実践する側と鑑賞する側の双方それぞれに喜びや感動をもたらす、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて重要な意義があります。このため、文化・芸術活動を広く奨励するための取組が必要であり、設立50周年を迎えた羽幌町文化協会への支援を継続するほか、町民芸術祭等の開催による発表や鑑賞の機会の提供を行ってまいります。

文化・芸術活動の拠点である中央公民館においては、老朽化が進んでいる舞台音響設備の更新工事（第2期）を継続し、発表や鑑賞の場を引き続き提供してまいります。

6、読書活動についてであります。「読書離れ」が指摘されております昨今において、情報通信メディアの発達・普及により読書環境はさらに大きく変化しておりますが、読書は子供たちが健やかに育つ上において果たす役割は大きく、言葉を学び、個性を磨き、知識を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであります。このようなことから、年齢に応じた事業を展開し、幼児期から図書室になじみ本を楽しむ環境づくりが必要であり、ブックスタート、セカンドブックプレゼント、おはなし会やブックフェスティバルの開催、さらには各学校図書館との連携を図りながら、読書活動推進に取り組んでまいります。

また、生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し身近で利用しやすい図書サービスの展開を目指してまいります。

以上、令和3年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりましては、学校教育、社会教育、各関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、教育の振興発展に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第7、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。4番、阿部和也君、3番、平山美知子君、10番、村田定人君、以上3名であります。

最初に、4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） スポーツ振興と羽幌町総合体育館の管理運営について質問します。

スポーツ振興は、地域スポーツの推進、少年団活動、学校体育、さらには健康の増進に資するスポーツ機会の確保やスポーツによる地域おこし等と多岐にわたっており、国が平成23年に制定したスポーツ基本法では、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すことを理念としています。羽幌町でも羽幌町教育大綱の中で生涯スポーツの普及、促進を図るとしており、基本方針に基づき各施策に取り組んできていると思うが、課題も多いと考えます。

また、羽幌町のスポーツの拠点となる羽幌町総合体育館の管理運営をこれまで13年間にわたり指定管理者として業務を行ってきた羽幌町体育協会から令和3年度より町直営で管理運営することとなり、これまで羽幌町体育協会が指定管理者業務仕様書に基づき行ってきた施設利用者に対しての必要な指導や助言、スポーツ活動の支援、促進のためのアドバイスといった地域における健康づくりや青少年の体力と競技力の向上といった取組が今後も継続されるのか懸念するところです。

そこで、羽幌町のスポーツ振興として、スポーツ少年団、部活動の現状と課題、スポーツの場となるスポーツ施設の整備、スポーツの拠点となる羽幌町総合体育館の管理運営と関係する団体との連携が今後の羽幌町のスポーツ振興につながると考え、以下の質問をします。

1、各スポーツ少年団の選手、指導者に対しての支援状況と少年団組織本部の活動と運営状況はどのようになっているのか。

2、部活動においては、教員の働き方改革により部活動指導員の配置が促進されているが、部活動指導員の導入、外部指導者の活用状況と今後の課題は何か。

3、スポーツ施設の整備については、町民に対してのスポーツ機会の提供、各種競技の練習や大会、合宿誘致等にとって重要となるが、今後の整備計画は。また、施設の使用目的によっては、今後の整備方針も考えていかなければならないと思うが、施設整備の方向性はどのように考えているのか。

4、本年2月10日に開催された文教厚生常任委員会において、令和3年度より羽幌町総合体育館の管理運営を指定管理ではなく町直営で行うとの説明があった。これまで羽幌町体育協会が行ってきた指定管理業務の評価と指定管理者として羽幌町のスポーツ振興に対する貢献度をどう評価しているのか。

5、羽幌町総合体育館の管理運営について、羽幌町体育協会が指定管理者業務仕様書に基づき行ってきた施設利用者に対しての指導や助言、スポーツ活動の支援、促進のために必要なアドバイス等は町直営でも継続していけるのか。また、それができない場合はどの

ようなことを想定しているのか。

6、羽幌町総合体育館の指定管理者から羽幌町体育協会が離れることにより、羽幌町のスポーツ振興が後退するのではないかと懸念するが、羽幌町のスポーツ振興を担っている団体でもある羽幌町体育協会との連携を今後どのように図っていくのか。また、羽幌町としてのスポーツ振興のビジョンはどのように描いているのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の各スポーツ少年団に対しての支援状況と少年団本部の活動等についてであります。初めに各少年団への支援といたしましては、町補助金による活動費の支援を行っているほか、少年団本部の事務局として北海道本部登録などの各手続等に関する事務を担っております。また、少年団本部としての活動については、構成する単位少年団の個々の活動が盛んなこともあり、一堂に会した活動の実施には至っていないところであります。

2点目の部活動指導員の導入、外部指導者の活用状況と今後の課題についてであります。部活動指導員は文部科学省において平成29年度に制度化されたものであり、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率等を行うなどが職務とされておりますが、現在本町では導入しておりません。また、外部指導者については部活動の顧問教諭と連携、協力しながらコーチ等として技術的な指導を行うことが職務とされており、現在2名の方を登録しておりますほか、これ以外にも地域団体に所属した上で地域の方に指導いただいているスポーツもあります。本町における今後の学校部活動の在り方については、部活動本来の意義を踏まえつつ、教員の働き方改革や生徒の気持ちに鑑みながら効果的な方策を検討する必要があると考えており、先般先進的な取組がなされている自治体からその内容等の聴取を行っております。今後においても文部科学省の方針や本町の現状を踏まえつつ、想定される課題である指導者の確保や、学校との連携体制等の構築などを検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のスポーツ施設の整備についてであります。整備計画については羽幌町公共施設マネジメント計画を基本に一部実施時期の変更等もございしますが、総合体育館については令和3年度からの大規模改修を予定しており、スポーツ公園陸上競技場についても令和4年度に改修工事を実施したいと考えているところでございます。また、今後の施設整備の方向性については、公共施設マネジメント計画の統廃合方針を基本に利用状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の羽幌町体育協会が行ってきた指定管理業務の評価についてであります。これまで13年間にわたり指定管理者として担ってこられた実績については、円滑な施設の運営及び管理に取り組まれており、高く評価をしております。また、スポーツ振興に対しての貢献度については、専門的知識や技術、さらにはこれまで培われたノウハウを生かしながら体育協会の独自事業として展開されており、評価しております。

5点目の施設利用者に対しての指導や助言等の継続についてであります。業務仕様書に規定する指導や助言については、施設利用者が円滑な活動ができるようにとの位置づけのものであり、想定としては器具や設備の使い方の指導などありますので、町直営となっても継続してまいります。

6点目の羽幌町体育協会との連携についてであります。羽幌町体育協会は本町のスポーツの振興を担う中心的団体でありますことから、今後においても連携を図っていくほか、どのようにという具体的なものは現時点ではございませんが、都度意見を交換しながら進めてまいりたいというふうに考えております。また、スポーツ振興のビジョンについては、生涯スポーツ活動の推進を柱にスポーツに接する機会の向上と健康増進の観点から、誰もが気軽に運動に触れることのできる裾野を広げる取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、午前中にいただきました答弁に沿って再度質問いたします。

今回羽幌町のスポーツ振興と総合体育館の今後の管理運営について質問しました。自分も小中学生の頃は野球、高校からは陸上競技、社会人になってからはオロロンライントライアスロン大会に出場していました。一競技者だった者としてのこれからのスポーツ振興に対しての思いと、あと元羽幌町体育指導員としての各スポーツ事業への参加や、現在もスタッフの一人として参加していますマラソン大会等を通じて感じたこと、また今後の総合体育館の管理運営、これが今後のスポーツ振興に大きく関係してくると思ひまして今回質問しました。

それでは、いただきました答弁に沿って再質問に移りたいと思います。まず、1点目の各スポーツ少年団の選手、指導者に対しての支援状況と少年団組織本部の活動と運営状況についてですが、まずは各スポーツ少年団の選手、指導者に対しての支援状況について質問したいと思います。いただいた答弁では、各少年団の活動費の支援や全道大会出場への補助を現在行っていると思いますが、その指導者、監督、コーチに対しての支援というのはどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

各団には活動費ということで、町補助金において活動費の支援をさせていただいておりますが、具体的に指導者に対して幾らかかという支援ですとか、具体的なものというのはございませんけれども、団、組織全体としての支援という意味での支援をさせていただいているところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今回の課長の答弁から、少年団に対しての支援ということはしているが、具体的にその指導者の部分に対しては支援していないというご答弁だったと思います。これについては以前も質問、指導者に、監督、コーチに遠征のときにかかる費用の負担等を軽減していただきたいといった質問もしていますし、その中で今後検討する材料の一つといった答弁もあったかと思いますが、その後検討されたりもしたのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今議員おっしゃられたように昨年の予算委員会でしたか、団のその指導者の大会出場の際の遠征費の支援ということで宿題をいただいたような形になっておりました。具体的なそもそものその支援の内容ももう少し厚くできないかというようなところもお話をいただいておりますけれども、まだこういうふうな形にするということで具体的に決めたわけではございませんけれども、先ほど指摘のありました指導者の支援の部分につきましては、令和3年度以降具体的にどういう金額がいいのかというのもうちょっと協議をしたいと思っておりますけれども、せつかく出場権を得て出場される子供たちの指揮を取っていただくわけですので、そういった部分についても支援をしていけるようにちょっと考えているところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今後も選手に対してもそうですし、また指導者の部分も課長おっしゃいましたように負担等もかかってきますので、そういった部分ぜひとも検討していただきたいと思っております。

もう一つ1点目の部分で少年団組織本部の活動についてお聞きしますが、いただいた答弁では各少年団の活動が盛んなこともあり、一堂に会した活動の実施は行っていないとのことですが、そこで質問しますけれども、この一堂に会した活動というものが行政だけで実施可能なかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

どういったものをするかという内容によっても変わってくるのかなと思っておりますし、具体的に少年団本部ということで教育委員会が事務局担わせていただいておりますけれども、それぞれで構成する少年団の皆さんのご協力もいただきながら事業を運営していくものだ

と思いますので、内容によってはですけれども、できるものもあれば、できないものもあるのかなというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 内容によってはできる部分、できない部分といったことですが、その少年団組織本部としての事務的な部分というのは行政のほうでやっていただいていますけれども、例えばほかの競技間での交流であったり、それが選手同士の交流であったり、例えば指導者間のいろいろな連携ですよね。別の競技からまた得られる部分もあるかと思えます。そういった部分改めて質問しますけれども、行政だけでそういった事業というのが可能なのかどうかも一度お聞きしたいと思えます。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

ちょっと繰り返してしまいますけれども、本当にどういったものを目指すかというところの部分でございますので、物によっては行政だけではできないという部分もございますので、そういった部分についてはそういった技能を持っているところをお願いをするとか、構成されている少年団のほうの指導者の協力をいただくですとか、そういったこともあり得るのかなと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） その繰り返しになりますが、物によってはということですので、当然行政だけでは難しい部分があれば他の団体であったり、少年団等のほうにお願いするというような感じになるということでもよろしいのかどうか改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） 議員のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひその部分は、4点目以降どういった形で他の団体と連携していくのかという部分で後ほどこれについては聞きたいと思えます。

まず、1点目はこれここまでで、次に2点目の部活動指導員の導入、外部指導者の活用状況と今後の課題についてお聞きしましたが、いただいた答弁では先進的な取組をされている自治体から内容等を聴取したと答弁いただきましたが、その内容をもう少し詳しく教えていただきたいのと、その内容を羽幌町に当てはめた場合に課題となるのがそのいただいた答弁で想定される課題ということでもよろしいのか、まず2点お聞きしたいと思えます。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

まず、先進的な事例ということで、メールと郵送等で確認させていただきました。2つの自治体にちょっとご意見等をいただいているのですが、一つは実際にその町の中にある既存のスポーツクラブ等に生徒が参加しているということでして、その運営自体は全てスポーツクラブのほうに任せていると、その責任下で実施をしておりますということ

になります。スポーツクラブがないものにつきましては、学校の部活動として従来どおりに活動しているというものでございました。

もう一点が、以前はスポーツクラブとして実施していたそうなのですが、現在は学校の部活動に戻ったという話を聞いています。この部分につきまして、スポーツ活動という中で動いていたのですけれども、その中でどうしても最終的に指導者が学校の先生に戻ってしまったというケースがあるということですか、指導方針、また練習方法で学校の先生とそのスポーツクラブの指導者の中でなかなか指導方法ですか、折り合いがつかない部分があったと、相違があったということで生徒に混乱が生じたという話がありましたので、そういう意見を伺ったところであります。

当然教育長の答弁でも申し上げておりますが、その中で受皿となるスポーツ団体との調整、また部活動としてのその生徒がどういう思いで部活動に取り組んでいるかというところの、やっぱりそこが同じベクトルを向いていなければいけないのかなというところ。あと、当然その中で指導者の確保は問題かなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長のほうからも答弁ありました。学校との連携体制の構築といった部分でいきますと、この部活動指導員であったり、外部指導者の部分でいきますと、学校側の当然考えと指導者のほうの考えというのは、やはり部活動の中での部活動としての部分と、競技としての勝利至上主義になってしまいかねない部分というのがどうしてもあると思うのです。その中で、いかにして学校とその指導する側の連携というのは難しくなる部分も出てくると思うのです。そうなったときに、町のほうでその間に入ることができるのか、またそういった部分も課題となるのか、その辺はどのようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） その辺につきましては、部活動指導員とかになりますとこちらのほうで規則を設けまして、そういう条件ですとか、どういう仕事をするということをお教育委員会としても規則を設けなければならない場合もありますし、その中で学校がどういう人がよろしいかという部分も出てきますので、そういう面では連携はしていくと、また当然教育委員会とも絡んでいくところは出てくるかと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 連携となっていくとは思いますが、僕が言いたかったのは学校としての部活動、教育の中の部活といった部分。指導する側というのは、専門的な知識がありますし、やはり少しでも大会でいい結果を残していきたいとなったときに、どうしても意見が分かれてしまう部分が出てくるといった問題も抱えていると自分も調べていく中で出てきたのですけれども、その辺の両者の間に立つというのはやはり町としては難しい部分なのか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） 一応その辺につきましては教育委員会主導的に行う部分
はあまり考えられないかなというふうに考えております。今阿部議員がおっしゃった部分
では、保護者の部分ですとか出てきますので、学校また生徒、保護者、現在一部中学校の
ほうでも外部指導者を取り入れている部分がありますが、当然学校の中でもそういう方々
と協議をしながら現在そういう地域の協力を仰いでいるという部分がありますので、その
延長でその辺の取組は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも双方にとって、学校側にとっても指導者側にとってもお
互いウィン・ウィンな関係になることが何よりもその児童、生徒ですね、部活動ですから
生徒になると思いますので、ぜひとも町側でできる部分というのは限られてくるのかもし
れないですけれども、その辺しっかりと築いていっていただきたいと思います。

もう一つの課題として、指導者の確保といった課題が見えてきていますけれども、その
辺についてもやはり町側で何かそういった各スポーツ団体の指導者を確保するといったこ
とが可能なのかどうなのか、全体的な部分でどのように考えているのか、その辺お聞きし
たいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） その辺につきましては当然学校部活動もそうなのですけ
れども、町全体でどのような方が指導者としているのかということ、また反対に学校の
部活動としてそういう方を望んでいるのかという部分もありますし、また働き方改革とい
うところでどうしても活動時間が限られてしまう部分がありますので、そういった部分で
もクリアしなければならない部分がありますことから、やはりこちらとしましても協力を
仰ぐという部分ではスポーツ団体、社会教育課を通してになるかもしれませんが、お話を
していくことは考えたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 部活動指導員の導入に関しては、現在実績等はないということで
外部指導者の部分は2名の方がついていてということですので、その辺部活動のほうでも
学校側にもいろいろと考えもあるので、なかなか進みづらい部分も出てくるかもしれない
ですけれども、教員の、学校の先生の仕事の負担を減らすという部分にもつながって
くると思いますので、学校のほうとも連携してもらったり、学校管理課のほうで社会教育課と
の連携というのも当然必要になってくると思いますので、ぜひとも今後いい体制が築ける
ことを期待して次の3点目のほうに移りたいと思います。

次の3点目ですが、スポーツ施設の今後の整備計画と施設整備の方向性について質問し
ました。いただいた答弁では、今後の整備計画についてはマネジメント計画に沿ってとい
うことになると思いますが、この方向性についてはいただいた答弁の中にありましたけれ
ども、利用状況だけではなく使用目的です。大会として使用していくのか、本当に練習場
所として練習環境を整えていくという考えで計画を立てるのか、そういったことが大事に

なると思いますが、その辺どのように考えているのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

そういった目的という部分に関しましては、これから具体的な整備を予定している施設に関しましては、こういう方向性でというのは特にはないものですから。先ほど教育長の答弁にもありました陸上競技場につきましては、まず400メートルのトラックを確保したいということで、競技云々ではなく練習に使い得る、耐えるような整備をしたいということでの位置づけでございますので、何かしらの協議に向けてとか、そういった具体的なものを持っているということでは現状ではないということでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 現状としては方向性というよりもまずはトラック、陸上競技に関してですけれども、その老朽化している部分、傷んでいる部分であったり、正確な部分ということで、そういった改修を今後実施していくという考えだと思うのですが、僕が言いたいのは、なかなか公共施設マネジメントの中のその各施設の決められた予算額というものがあると思います。ただ、もちろんその予算額に沿って箱物だけを建てるのが全てスポーツ施設の整備だとは思わないですね。

その施設を整備することによって練習するのは羽幌町の子供がほとんどだと思います。この羽幌町からしっかりと練習をして全道大会、全国大会に進んでもらうということがスポーツ振興につながっていくと思いますし、今合宿誘致等にしてもその練習環境が整っているところが選ばれて、いろいろな補助制度等も、合宿誘致の中での補助等もありますけれども、やはりその競技する者としてどこを選ぶかとなったら練習に適した場所を選ぶと思うのです。となったときに、陸上競技場だったらただトラックを整備すればいいということではなくて、それに付随するいろいろな設備等も当然ただトラックで走らせていけば競技力が上がるかといえばそういうことではなくて、それに合わせて筋力トレーニングをできるような大きなものを建ててくださいということではなくて、例えばプレハブの中にトレーニング器機をちょっとでも入れていくとか、それは野球場にしても同じことなのですけれども、そうすることによって実際動く動作と体を鍛えるという部分で本当に練習環境として整っていくとは思っています。そういった部分というのは、何か町のほうとしてちょっとここまで足りないのかなとも思いますけれども、その辺の考え方というのはどのようにお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今議員がおっしゃられたような部分につきましては、具体的にこういう整備をしていくとある程度見えているものに関してはそのとおりに進むのでしょうかけれども、今後まだ具体的ではないですけれども、手をかけていかなければならないといった部分につきましては全てができるということではございませんけれども、そういうものも勘案しながら、そし

てまたマネジメント計画につきましては、いわゆるその建物といいますか、箱物ですし、フィールドですとか設備に関してはまたちょっと別にこれからいろいろ練り上げていかなければならないのかなと思っていますので、そういった中にもできるのであれば汎用させて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今社会教育課長のほうからは、反映させられる部分で反映していくと答弁ありましたけれども、ちょっと財務課長にお聞きしますけれども、この公共施設マネジメントの中で決められた金額で大規模改修、建て替え等もあります。そういった部分というものはそもそも含んでいるのか、含んでいないのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

公共施設マネジメント計画につきましては、先ほど社会教育課長のほうからもございましたけれども、基本的には建物の部分という形ですついておりますので、社会教育施設でいけばフィールド部分ですとか、そういう分には入っておりませんので、事業を進めるに当たりましてはその辺も考慮しながらの形が出てくるのかなというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） あんまりここでこれを続けてしまうと公共施設マネジメントの質問になりかねなくなるので、この辺にしておきますけれども、ぜひとも今後整備する上でそういった大きい大会を開くだけの施設を造るとするのは本当に財源としても必要になってきますので、なかなかそうなる今の町の財政運営を見ていると難しい部分はあると思いますので、せめてその練習環境に適した施設の改修であったり、今後建て替える施設というのは、もうほとんど箱物についてはいいところ終わっていますので、本当に練習環境に適した施設というものをぜひとも今後考えていただきたいと思います。

次に、4点目のほうに移りますが、羽幌町総合体育館の管理運営をこれまで羽幌町体育協会が行ってきた中での指定管理業務の評価と指定管理者として羽幌町のスポーツ振興に対しての貢献度をどう評価しているかと質問しました。いただいた答弁では、指定管理業務の評価とスポーツ振興に対する貢献度、これについては評価しているとの答弁でした。ただ、両方とも評価されていますが、指定管理者選定委員会のほうでは残念ながら落ちてしまったと。理由としては、町が想定する金額を上回ってしまった、これがその一番の理由でした。

まず、そこで質問しますが、そもそも総合体育館の位置づけについて13年前に指定管理者制度を活用するに当たって、総合体育館がスポーツ振興の拠点といった位置づけで指定管理者制度というものを活用したのか、この総合体育館はもうスポーツ振興の拠点という位置づけにあるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

この総合体育館、スポーツ振興の拠点であるかどうかというご質問でございます。羽幌町のスポーツ振興というのは项目的にはたくさんございます。その中の一つとして総合体育館あるのですが、今現在13年前、総合体育館は羽幌町の中の中心的な建物でスポーツを担っている建物ということで、当初町の考え方としてはスポーツ振興をそこを拠点として広げていくとか担っていくと、そういうことを当初考えていたということはありません。その後ただ指定管理の中で町が考えていたのと、指定管理者が受けた部分というのの考え方の相違というのがあります、町がスポーツ振興の総合的なものを全て担っていただきたいという当初の考え方から、受ける側の部分ではやはり体育館の使用でその中の使用という、そういうものに限定した部分で指定管理を受けているということで、当初ウィンターフェスティバルですとかマラソン事業ですとか、そういうものも全て含んで指定管理の中でやっていただくという形の契約にしていたこともありますが、5年前からそういうものは受けられないということから、町全体の総合的なそのスポーツ振興というのを担う状況にはない状況にはなっております。そして、町としてはそのスポーツ公園の管理ですとか、南町運動場、スキー場、それからマラソン事業ですとか、スポーツ教室事業、その他いろんなスポーツ関連の事業をやっておりますし、そういう中では一つに総合体育館の管理運営事業と、それからスポーツ団体の育成事業というのが今指定管理の部分で担っている部分だというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今教育長のほうからご答弁ありましたけれども、スポーツ振興の拠点といった部分で体協側との相違があるのではないかとといったような答弁ありましたけれども、そもそもがいろいろなところにそのスポーツ施設が点在しているから、そこでいろいろなことをやっている、いろいろな事業をやっているからそれでいいということではなくて、どこに、スポーツ振興の拠点としているかどうかというのはやはり重要だと思います。それがやはり総合体育館だと思いますし、自分の手元にはちょっとありますけれども、平成19年の11月に町直営から総合体育館の管理運営が変わりますといったことで、そこには平成20年4月からスポーツ振興の拠点として新たなスタートを切りますといったことを町の広報紙でも書いています。

次の5点目にも関連していきますけれども、これまで体育協会が行ってきたというのは、その考えがあったからこの総合体育館というものをスポーツ振興の拠点だと考えて体育協

会が独自事業や少年団、部活動に対しての体力向上や競技力向上に向けたアドバイス等を行ってきたと思うのです。また、そうすることによって施設利用者の増加も期待できるのではないかと、そういった思いで体育協会はこの13年間指定管理者としてやってこられたと思います。

その部分が相違があるといった答えでしたけれども、先ほどの4点目のこの答弁にある評価している部分という部分が本当にこれこそが指定管理、民間のノウハウだと思えます。その辺町側のほうは体育協会のほうの総合体育館をスポーツ振興の拠点、そう思いながら管理運営していたといった部分を理解はされていたのか、また指定管理者の選定するに当たってそういったことといったのは含まれていたのかどうか、あくまでも今回この金額だけの問題だったのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

体育館の指定管理の部分で、今回選定委員会の中で選定に至らなかった部分というのは、あくまでも経費の部分で、町が考えていた部分とその申請のありました経費の乖離が大きかったという部分が一番大きな選定漏れの理由であると伺っております。そして、評価でございますけれども、体育協会がこの13年間行ってきた体育振興というか広める、そしていろいろなトレーニングですとか、そういう部分の助言、指導をしていた部分というのは高く評価する部分であります。そうなのですけれども、やはりそういう部分はこの中で民間のノウハウを利用しながら有効に活用してきたという部分であって、そういう部分もやはり経費として考えた場合にそれだけかけるのであれば、町としてもそれに代わるものとしてやっていけるという判断から直営でやろうという判断に至ったわけでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 金額の経費の部分が一番の理由といった、あくまでもその部分だとは思いますが、この件については後ほど6点目、今後のスポーツ振興のビジョンの中でちょっと触れていきたいと思えます。

先ほども5点目にちょっと関連すると言いましたので、次の5点目のほうに行きますけれども、羽幌町体育協会が指定管理者業務仕様書に基づき行ってきた施設利用者に対しての指導や助言、スポーツ活動の支援促進のために必要なアドバイス等は町直営でも継続しているのかと、またそれができない場合はどのようなことを想定しているのかと質問しましたが、いただいた答弁では町側の施設利用者に対しての指導や助言の考え、そして体育

協会がこれまで行ってきた指導、助言、スポーツ活動の支援促進のためのアドバイスについては仕様書に規定している部分で町側と体育協会側で相違があったと、そういった感じなのかなと、今までの答弁でいけばそういったことなのかなとも思いますし、教育長のほうからも文教厚生常任委員会の中で施設の管理とスポーツ振興が曖昧だったとの説明がありました。その辺これまでどの程度、どのように体育協会側と話し合われていたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今回ではなく5年前の指定管理更新の際にいろいろとそのやり取りがあった中で体育協会さんに受けていただきましたけれども、それ以降につきましては正直具体的に今後5年間は体協さんをお願いすると決まってしまうので、その5年間でまたいろいろと話を積み上げていけばよかったのかなというふうになんては思いますけれども、なかなかそういった部分は正直できてこなかったのかなというふうに思っています。ただ、その後5年が経過しまして、ではこれから令和3年度からどうするかという部分に関しましてはいろいろと協議はさせていただきましたけれども、やっぱり根本的な部分の積み重ねという部分が少し足らなかったのかなというところは感じております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 5年前にも確かにありました。その後、本来であればこの総合体育館といったものをどういった位置づけにあるのかということもやはり考えながら、できれば協議して続けていければまた別の違った形になっていたかもしれないと思います。

それについては、また後ほどちょっと触れますけれども、もう一つ5点目の質問の中で、先月行われました2月10日の文教厚生常任委員会の中で利用者への運動指導や助言は極力その水準を落とさないとの説明だったと思いますけれども、今日いただいた答弁と比べてみるとちょっと何か違うのかなと思いますので、その辺当然今まで体育協会さんのほうで施設の利用者に対して本当に専門的なアドバイス等をしてきていたと思います。今後当然町が直営で管理するに当たっても同じように利用者の方にはそういった部分求められると思いますが、その辺はどのように対応していくのか、ただ機械の使い方を教えればいいのかということではないと思うのです。やはりスポーツの場ですから、ちゃんとした部分を伝えていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

まず、議員からいただいた5点目の質問のこの指導や助言という部分につきましては、答弁書で申し上げたとおり技術的なその技術の指導ですとか、そういったことではなくて、いわゆる施設の管理者としてのそういった助言のアドバイスということでご理解をいただきたいと思っております。

それで、質問にございましたそういった部分とは別なその技術的な指導ですとか、そういった部分につきましては委員会の中でもお話しさせていただきましたけれども、全てが行政、町直営でできるというものではございませんので、そこら辺につきましてはどういったものができるのか、何ができるのかというものをちょっと見極めながら可能なものについては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひと直営になったから利用者に対してのサービスが低下したとならないように、求められる部分に対してはしっかりと答えていただきたいと思います。

次に、6点目のほうに移りますけれども、羽幌町体育協会との連携を今後どのように図っていくのか、また羽幌町としてのスポーツ振興のビジョンはどのように描いているのか質問しました。いただいた答弁では、今後の体育協会との連携については今後も連携を図っていくとの答弁でしたが、体育協会が総合体育館の管理運営から離れることによって、羽幌町のスポーツ振興が後退してしまうのではないかと僕自身考えています。

そこで質問ですけれども、体育協会が総合体育館の管理運営から離れることによって体育協会も今後役員体制等変わるかと思いますが、そうした中でどのように関係性を今後築いていくのか、そんな簡単なことではないと思います。先ほど1点目のほうでも触れました少年団組織本部の一堂に会した取組といった部分、体育協会がその中心になれるかもしれないとも思っていますし、当然体育協会の中からもいろいろなスポーツ少年団のほうに声をかけるといったこともできたと思います。そういったことも今後できなくなる可能性があると思うのですけれども、こういった中で今後どのような関係性を築いていこうと現時点でどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃられたように体育協会さんとしての今後の体制と申しますか、そういったものがどういうふうになるかという部分がございまして、それについては私どももまだ分かりませんので、新たな形と申しますか、今後やっていける体制を見た中で協力をさせていただきたい、連携を図らせていただきたいと思っておりますので、本当に今答弁でもありますけれども、現時点では体協さんがどういう形になるのか分かりませんので、具体的に申すのは今この時点では申し上げられませんが、可能な範囲でやっていきたいと思っておりますし、正直その体制もそうですけれども、気持ちの部分というのも正直あるかと思っておりますけれども、その部分につきましては私ども誠心誠意協力をしていただきたい、連携を図っていただきたいという思いで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 新たな新しい体制になったときにはいろいろと話は詰めていくと思っておりますけれども、そこが関係性というのをしっかりと築いていかないことには、やはり

本当に今後行政の負担というのが増えていくとは思うのです。今いろいろなスポーツ事業等をやっている、ほとんどが実行委員会形式になってしまったという、僕ももう二十数年手伝って参加していましたが、不思議としか思えないような、なぜこうなってしまうのかなといった部分がありますので、いい関係を築いていっていただきたいと思ひますし、それが本当に町民にとってもプラスになると思ひますので、ぜひとも新しい体制になったらしっかりとまた関係性というものを築いていただきたいと思ひます。

次に、スポーツ振興のビジョンについて質問します。今回総合体育館の指定管理に当たって先ほどもありましたけれども、体育協会が提示した指定管理料については今後の羽幌町のスポーツ振興を支える人材の確保、それを含んだ金額を提示したと僕は考えます。そこで質問しますが、先ほど一番の理由というのが経費の部分といった部分でしたけれども、それを町が却下したわけですから、今後は町側でスポーツ振興を担うような人材、中心となるような人材を確保しなければ、町が考えるスポーツ振興のビジョンを達成できないと思ひますが、この点について町側でスポーツ振興を担う人材、例えば予算をつけてでもそういった人材を確保していくつもりなのか、これについては予算が絡みますので、教育関係の予算編成、執行については町長の権限になると思ひますので、町長に答弁いただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今後のビジョンということでございますけれども、まず体育振興ということと、体育館の指定管理ということと同じように考えられないのは現状だったということでございます。現状で体育館の運営のみやるということは、先ほど課長からありましたように5年前にマラソンは外してくれ、何を外してくれということでは体育館の運営にマラソンは違ふだろうということでは始まったことではございまして、それで今回については武道館が増えたので、そういった管理の中でこれだけの金額でどうだろうという提示をさせていただいたわけではございまして。指導者については、体協をなくしようとか、そういう考えで今回の指定管理を町がやめて独自の管理にしたわけではありませぬし、体協を活動を否定したわけでもございませぬので、各スポーツ団体、今までどおり活動していただければというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 発言が不適切だったようですけれども、予算に関しては教育委員会から武道館の分を足した中でこういう金額で練ったけれども、折り合いがつかなかった

ということでございましたので、私自身もそれ以上は無理だろうという結論を下したわけです。

○議長（森 淳君） 阿部議員、予定の時間が来ていますので、最後の質問にしてください。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 最後ということですので、僕が聞きたかったのは体協が提示した金額というのはスポーツ振興、体協側は後継者といった言葉は使っていました。ただ、どうしてもそれだと誤解されやすい部分があると僕は思うのです。誤解してしまう部分。体協が本当に考えていたのは、今後のスポーツ振興の担い手を確保するためにそういった人材を、人件費分を上乗せしたと思います。一度町のほうで却下して、体協としては自分たちの給料を削ってでもそういった人材をつけたい、そういった思いでもう一回出しているのです。ということは、本当に先ほど教育長のほうに、スポーツ振興のビジョンについて答弁いただいていますけれども、スポーツ振興のビジョンというものは体協はしっかり持っていたから、そういった将来のスポーツ振興の担い手をつけるための予算、指定管理料を提示してきたわけですから、それを町側が却下したということは、当然そのスポーツ振興の将来の担い手を町が予算をつけてでも今後確保していかないととそう思って質問したので、その辺最後をお願いいたします。もう一度お願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えします。

方向づけ、方向性ということでございます。スポーツ振興については、先ほども高く評価していると言っておりますけれども、その中身ですけれども、いろんな専門的なトレーニング、そういうものを体育協会の役員の方がずっと少年団、高校生、そして合宿に参加している人たちについても指導をしながら大変好評を受けているというふう聞いておりますし、そういう部分では体育館の利用の広がり、それからそれぞれの人たちのモチベーションや競技力向上にもつながりますので、今指導者が不足している中では非常に重要な部分だというふうに思っています。それは否定するものではないですし、これからもやっていかなければならないのですけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、体育館の指定管理の中にそういうものを含むということではないということで町側考えております。そういう部分について、今まで町としても体育振興係というのがありながら体育館は指定管理なので、町としては携わることができない、そういう中で一線を画してというか、

そういう中で対応してきている部分があります。ですから、今指定管理ではなく直営になった場合に町としてはやはりそういう部分を担うためには職員の資質能力の向上という部分、いろんな研修受けて、そういうものを視野に入れながらすぐにとということにはならないのかもしれないですけども、そういった対応もしていかなければならないというふうに考えております。

あと、個別の事業的にそういう指導者が必要な部分については予算をつける中で指導者を誘致しながらやるという部分もありますし、全体的にはそういう形なるべく後退しないような形でやっていきたいというふうに考えているところであります。ですから、すぐに元の状態にできるのかという部分ではちょっと若干時間がかかる部分もあるかと思えますし、また将来的にはそういう形で指導者の育成というのプラスそういう指導者を確保するというのも将来的にはあるかもしれないというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申しましたけれども、体育館の運営管理ということで予算づけをするという状況でございましたので、計算上高くなるということでございますので、現行の金額で判こを押したわけでございます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今後の運営については、その金額で体育館の運営管理をしていくということでございます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 教育委員会の考え方を聞いた中でどういうふうなことができるのか、町としても対応を考えたいと思います。

○議長（森 淳君） これで4番、阿部和也君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 私のほうからは、次のことについて質問させていただきます。
件名、羽幌町総合体育館の管理運営について。

羽幌町総合体育館の管理運営については、平成20年4月からこれまで指定管理で実施してきております。令和2年9月25日に文教厚生常任委員会に次期指定管理者の選定、第4期令和3年4月からについて社会教育課から羽幌町総合体育館指定管理者募集要項の説明がありました。令和3年2月10日に次期指定管理者選定についての応募の状況は公募の結果、申請者は特定非営利活動法人羽幌町体育協会1者の申請を受け、事業提案の審査結果は選定委員会において総合評定点数が判断基準点数に満たなかったため、指定管理者の候補者決定に至らず、今後の管理運営については直営管理とすると文教厚生常任委員会に報告、説明がありました。

これまで指定管理者として羽幌町体育協会が実施してきた事業内容の一つにスポーツの普及振興及び町民の健康、体力の増進を図るためのスポーツ教室事業等の開催を実施していることは承知しております。今後直営管理になりますが、利用料金については当面の間は据置き、利用者への運動指導や助言等のソフト面での対応は極力水準を落とさぬように努めていくと説明がありましたが、これまで体育協会が実施してきた事業について同じレベルでの事業内容を継続して実施していくことができるのか、また行政はスポーツ振興と体育館の管理については別物であり、体育協会と一緒にあって連絡を取り合い、進めていくとありますが、果たしてどうでしょうか。難しい問題ではないかと思えます。直営管理で本当に町民の健康、体力の保持、増進を守っていくことができるのか疑問であります。このようなことから、次のことについて質問いたします。

1点目、今後のスポーツ振興についての考え方、事業内容、計画はどのようになっているのか。

2点目、利用料金について、当面は据置きとなっておりますが、値上がりとなると町民から理解を得られると思うのかどうか。

3点目、直営管理のメリット、デメリットは何でしょうか。

4点目、管理運営に関して再度指定管理にすべきと考えるがいかがでしょうか。
以上です。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今後のスポーツ振興についてであります。初めに考え方といたしましては、広く町民の皆様がスポーツに接し、体力づくりや健康維持も含めた誰もが気軽に運動に取り組めるといった生涯スポーツ活動の推進を図ってまいりたいと考えております。また、事業内容等についてはマラソン大会など従来の事業に併せ、これまで指定管理業務の中で含めておりました世代を超えて参加できる卓球教室、卓球大会や町民こぞっての参加を促すパワデールフェスティバルの開催を継続してまいります。

2点目の利用料金についてであります。長年指定管理者が条例の範囲内で設定された金額で運営されておりましたので、条例上の金額に戻ることによる急な負担増は抑えたいということから1年間は据え置きたいと考えております。しかしながら、この使用料を設定した背景には、受益者負担として応分の負担をしていただく考えの下、当時その金額が妥当であろうということ設定がなされたと思っておりますので、1年間状況を見させていただく中で町民の理解を求めていきたいというふうに考えております。

3点目の直営管理のメリット等についてであります。指定管理者制度を導入することによって民間事業者による施設の効果的、効率的な運用と施設管理経費の抑制を見込めることが指定管理者制度のメリットであります。今回は経費の抑制が見込めなかったということから、結果的に直営管理のほうが経費が抑えられ、メリットという表現が適当か分かりませんが、優位な点であったというふうに考えております。

4点目の再度指定管理にすべきと考えるがいかがかについてであります。指定管理者制度は町行政を進めていく上で有効な手法の一つであり、全く制度を否定するものではございませんので、条件が整うのであれば再度の導入もあり得るというふうに考えております。

以上、平山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 先ほど阿部議員が私のこの質問の件名と同じようなことで質問をしておりますので、関連的な質問になるかもしれませんが、なるべく重複するような質問はしないようにして再質問させていただきます。再質問、答弁書に沿って進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目です。今後のスポーツ振興についてお聞きしております。答弁には考え方についてはこれまでとあまり変わらない生涯スポーツ活動の推進を図っていくということで受け止めました。事業内容についてもこれまでと同じということですが、指定管理業務の中に含まれていた卓球教室、卓球大会、パワデールフェスティバルの開催について、ま

たこれまでマラソン大会など体協がほとんどボランティアで主に動いてきたと聞いております。今後これらの事業については、町独自の事業を開催していく方向になるのかどうか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

従来も続けておりますマラソン大会に関しましては、町が事務局になっておりますけれども、実行委員会形式ということでございますので、これについては同じような形で進めていく形になろうかと思えます。

また、これまで指定管理者のほうで実施をしていただいております卓球大会、教室等々につきましては教育委員会直営で手配をしながらやっていかなければならないと思えますので、具体的にお手伝いをいただくスタッフですとか、そういった部分はこれからどういうふうに声をかけていくかということはあるかと思えますけれども、教育委員会のほうで実施をしていくという形になります。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） それぞれ実行委員会方式、あとは行政直営でというやり方ということですが、前回の2月10日の委員会で説明がありましたけれども、スポーツ振興については体育協会と一緒に連絡を取り合い、進めていかなければならないという報告がありました。来年度以降、指定管理者に選定されなかったのに、この点スムーズに連絡とかお話しとか行けるのかどうか、私その辺が疑問なのですが、そのところはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

先ほどの阿部議員の質問のところでも同じような答弁をさせていただきましたけれども、私どもとしましてはその町の体育振興という部分で当然必要があれば、そういった部分に関しましては体育協会さんの意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今後指定管理から離れた体育協会との連絡については、本当に慎重にやっていかなければうまくいかないかなと思います。その辺よろしくお願いします。

2点目です。利用料金について、現在の利用料金については指定管理者が設定している料金で1人個人1回110円、それからコート半面利用で440円となっておりますが、利用料金については先ほどの答弁では1年間状況を見ていくとあります。条例上の金額に戻ることになりますと110円が220円、440円が880円に、倍の利用料金になるわけです。状況を見てということはどういうことなのか、これは利用者の負担増につながる可能性もあると判断していいのか、それとも1年後には条例上の金額に戻すということなのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

指定管理者制度がなくなってというか、直営に戻ってということで、当然黙っていれば条例の金額に戻ってしまうということで今回1年間の措置を取らせていただきたいというふうに考えておりますけれども、基本的にはやっぱり先ほど教育長の答弁にもありましたように条例で設定した金額をお願いするべきなのでしょうけれども、長年これまで指定管理者が設定した金額できておりますので、本来は戻していただくというのを念頭に置きつつ、1年間運用させていただいてどういう形で進めていけるのか、戻す、戻さない、今ここですぐどういうふうにしますというお答えはできませんけれども、ちょっと1年間時間をいただきたいということでございます。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 1年間元に戻すかどうかということを見ていきたいということですね。利用料金の値上げとか負担については、本当に慎重に検討していただきたいなと思います。

仮に利用料金の負担増になった場合、本当に町民の理解を求めていくとしてありますけれども、簡単にやっぱり理解していただけるか私は疑問に思います。まず、もし利用料金が増えるとした場合、今まで体育館の利用、高齢者の人の利用がかなり増えてきていると聞いております。まして年金収入で生活をしている高齢者の人たちの体育館の利用料金が倍にも増えてしまうと利用する回数が私は減ってくるのではないかと私は危惧します。そういうところから、今では高齢化が進んでいるためフレイル予防が大変重要であると言われてますし、また地元の羽幌病院ではフレイル外来を開設している現状です。このことが原因で高齢者の外出機会の減少につながったり、要介護予備群が増えたり、また健康意識の高まりが抑制され、そのことによる医療費の増大にもつながることが懸念されますが、その辺のところ何か考えておりますか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

同じ答弁になろうかと思っておりますけれども、先ほど教育長が答弁した中で基本的にその受益者負担という考えの下、応分の負担をしていただくというのが大前提でございますので、それは基本でございますけれども、今議員がおっしゃられたようにそういった健康増進といった部分での負担増によってのその増進の部分の低下というものも懸念されるのではないかとございまして、そこら辺に関しましては当然私ども一つの部署で判断できるものではございませんので、そちらにつきましては福祉サイドとか、そういったところも関係各課と連携しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 利用料金については先ほども言いましたが、慎重に検討していただきたいと思います。

3点目になります。直営管理のメリット、デメリットについてお伺いしています。答弁では今回経費の抑制が見込めず指定管理者の選定に至らず、直営管理のほうが経費が抑えられるということがメリットであると答弁ありました。これは指定管理料の考え方に開きがあって、申請してきた体協と町側とが想定している金額よりも上回ったという理由でという先ほども説明がありました。経費が本当は指定管理でやっていく部分では経費の抑制とかが図られる、これが大きな目的なのですけれども、今回のこの申請においてはそれがなかったということで受け止めます。

それで、あとメリットは経費の部分であるということですが、デメリットの部分がちょっと答弁いただいていないのですけれども、デメリットとしては特別なことはないという判断でしょうか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

まず、大前提として町の施設でございますので、町が運営していく、管理していくというのが一番の大前提でございますので、そこがスタートラインとすれば、それに対してのメリット、デメリットというのはちょっとなかなか難しいご質問なのかなと思いますけれども、それと比較をしましてその指定管理者制度というものがあって、その場合については先ほどの答弁でもありましたけれども、その施設の効果的、効率的な運用ですとか、その経費の抑制ですとか、そういったものが見込まれるので、指定管理者制度を選ぶのだとなったときには、それが指定管理者制度のメリットでございますので、表現が合っているか分かりませんが、言い方を変えればそこが逆に直営管理のデメリットというふうな位置づけになるのかなというふうには感じております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今課長答弁いただきました。私もそのように思っております。

それで、結局直営管理になることによって今までやってきた指定管理者が行ってきた自主事業というのかな、ソフト面のことですが、その辺がすぐできなくなる、それがデメリットという説明です。私もそのとおりだと思いますけれども、本当にこのデメリットが町民の人たちに対してどういう影響を受けるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） ちょっと質問の方向を変えます。

私先ほど言いましたデメリットのほうが大きいのではないかと、直営になったらね。それ

でちょっとお聞きしたいのですが、これまでの指定管理者、体育協会が行ってきた自主事業の内容についてどのような事業を実施してきたのか、もし把握していれば、教えていただきたいのです。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

指定管理業務の中で進めていただきたいという位置づけではないですけれども、体育協会さんが自分たちの技能や知識を生かしながら進めてこられたということで、具体的などという事業というよりも、それこそ先ほど来からお話が出ていますように例えばその老人の方の健康づくりのためのレクチャーですとか、それから部活動ですとか、少年団へのその技術指導ですとか、そういったものに従事されて事業を展開されているというふうに認識しております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） いろんな部分、分野について体協さんやっこられております。それで、これで4月から指定管理者制度がなくなるわけですが、この指定管理者がなくなるということに対しての影響が私はすごくあると思うのです。ちょっと何点かお話ししたいのですが、先ほど来出ておりますけれども、まず学校教育活動への影響、これは体協さんがやっているコーディネーショントレーニングを学校教育現場で実践しているカリキュラムがあるそうです。それがまず中止となる。

あとは、体育の専任教員を持たない小学校では特に影響が大きいのではないかと。先ほどスポーツ少年団のことも阿部議員が聞いておりました。こういう部分でもかなりの影響があります。あと、中学生、高校生です。部活動への影響、これも毎週金曜日、運動系活動が総合体育館へ集まって体育協会のトレーニング指導を受けていると。また、部活動指導の教員も専門的なアドバイスが受けられる機会と捉えておりますが、これも4月からはなくなると。

あるいは合宿誘致事業への影響。これは、町の合宿誘致事業に参加する学校、体育協会のトレーニング指導日程に組み込み来町しております。各校は合宿効果がより一層高まるため、羽幌町まで来る付加価値として認識されているようです。体育協会のトレーニングが合宿地の選定条件の一つとしてウエートを占める面があり、また体育協会が用務で都市部へ行った際にも学校へ訪問して合宿誘致に向けて活動してくれているようです。この合宿が減ると当然町内宿泊者も減り、町内消費にも影響してきますよね。こういうことにもかなりの影響があります。

あと、高齢者についてですが、先ほど私がフレイル予防のことを言いましたけれども、健康支援課で実施中の高齢者向け運動事業が中止になると。体育協会の様々な事業により、高齢者の利用者が増えているのに今後を見通せない、高齢者の外出機会の減少につながり要介護予備群が増える、健康意識の高まりが抑制されて医療費増大が懸念される、これは先ほど言いました。

こういうすぐく子供たちから高齢者に対して指定管理が終わることによってこのような大きな影響が起きてくるわけです。先ほど行政のほうでは施設管理とそっちのスポーツ振興ですか、全然別問題だということをおっしゃっていますが、やはり切り離して私は考えるのはちょっと無理があるのかなと思います。さっきから行政の阿部議員の質問に対しての答弁聞いていますと、元に戻るまでちょっと時間がかかるのではないかという説明がありましたけれども、そんなに時間かかっているのを私は待ってられないと思います。今あるものを中止して、絶対にそれはもう低下ですよ。町民に対してのサービスの提供低下です。たとえ経費の部分で直営になったとはいえども、町民の人たちの気持ち、そういう部分は考えていらっしゃるのでしょうか。その辺がちょっと私見えてこないのです。もし何かあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

先ほど具体的に今後のスポーツ振興どういうふうに取り組んでいくかということで、これまでの従来の事業ですとか、指定管理に盛り込んでいた事業を直営でやっていくというお話をさせていただきました。今議員のほうからおっしゃられたその体協さんがいろいろと活動してこられた部分です。それに関しましては、当然事業として取り組まれていますので、効果がありますし、全く町としてもそれを否定するわけではございませんけれども、体協さんが自分たちのその技術、知識を生かして進めていただいた事業ですので、それをそっくり町がそのままできるかといえば、正直できないのかなと思っております。なものですから、具体的にどこまで町が担うべきか、またどこまで町ができるのかというところをちょっと見返しながら進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 2月の委員会の中で直営になったときにソフト面での対応が懸念されることから、その水準を極力落とさないように努めていくと委員会の中で説明がありました。先ほどもたしかそのようなことを言っていたと思います。それで、この件に関しては今の時点では具体的な検討とか予定とか計画はまだなされていませんよね。もう4月から直営になるのですけれども。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

2月の委員会でも申し上げさせていただきましたそのソフト面での極力水準を落とさない

いという部分に関しましては、先ほども説明いたしましたが、これまで教育委員会としてやってきた事業、それから指定管理業務の中に具体的に含めていた事業、これにつきましては直営でやるということでございますので、先ほど平山議員のご心配もありましたけれども、関係スタッフの協力を得られるのかという懸念もございますけれども、そこについては水準を落とさずに進めていきたいという思いでのお答えでございます。

今ご質問にありますそのこれからの部分の計画云々につきましては、先ほどありましたけれども、体協さんが今後どういう形で今までのやってこられた事業をやっていけるのか、いけないのかというものもございますし、先ほど答弁させていただきました町としてどこまで担うべきかというものもございますので、それについてはこれから整理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 先ほど阿部議員のときにこのスポーツ振興の拠点としての位置づけについてお聞きしておりましたが、当初の考え方から、当初というのは指定管理始まる時ですよ。そのときの考え方から、5年前から事業内容については体協さんとずれが出てきたというお話でしたよね。

それで、5年前からちょっと内容が変わってきたと言うのですけれども、平成30年度の3年目に30年度羽幌町総合体育館指定管理事業総括ということで委員会で説明を受けておりますが、その中に自主事業についての説明がありました。その評価の中には、参加者からすごく好評を得ているとか、中高総合体力アップトレーニングを開催し、参加者から好評をすごく得ていると。地域スポーツクラブの育成支援を行って町民のスポーツ振興、健康づくりの拠点の施設となっているという説明があったのですよね。町民のスポーツ振興ですよ。健康づくりの拠点の施設となっていると。先ほど教育長説明したのとちょっと私は違うのではないかなと思うのですが、この辺どうなのですか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

拠点という捉え方なのですからけれども、総合体育館、町の社会教育施設の中で、スポーツの施設の中で大きい施設であって拠点になっているというのは、それは間違いないことです。ただ、スポーツ振興も先ほど言いましたようにかなり広範囲にわたってありまして、今指定管理の中でやられている部分というのは、体育館の中での事業ということですので、スポーツ振興全体の中の一つであるわけです。ただ、拠点施設というのは間違いないです。指定管理者がやられている部分については、その指定管理業務の中で施設の利用促進ということでいろんな分野に独自に広げていただいて利用者を増やすという、そういう目的の中でやられているというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 何となく分かったような、分からないような、私としてはちょっと申し訳ないけれども、理解できません。

次、4点目に行きます。再度指定管理にすべきと考えるがいかがでしょうかという再質問です。答弁では、条件が整うのであれば再度の導入もあり得ると答弁いただきましたが、今回経費の部分がウエートを占めていて、指定管理者の選定にならなかったという理由なのですが、この条件が整うであれば再度の導入ということ、この条件とはどういうことを指しているのか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

具体的にどういう条件だという、一つ一つを挙げるということではありませんけれども、先ほども申し上げたように指定管理者制度の導入する効果といいますか、そういったものを最大限に生かして、経費も含めてですけれども、町のその行政を運営する中での効率化がもし図れるような形が取れるのであれば、今後考えていくこともあり得るのかなということでございます。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 条件が合えば今後ということですが、それでまた今言った再度導入もあり得るかなということなのですが、どのような時点で導入という形に決めていくのか。来年度は4月から直営なのですけれども、すぐにもう極端に言うと5月、6月、またというか、指定管理にいきますよというか、そういうことにはならないと思うのですが、ある程度目安というのかな、戻すという、指定管理を再度導入するという目安はどのように考えているのかなと。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

将来に向けて導入するか否かというところで、全くないということではありませんので、こういう言い方をさせていただいておりますけれども、では具体的に何年か後にすぐ必ずやるのかということになりますと、また必ずそういうふうに決めてかかっているわけでもございませんので、今この総合体育館という施設が羽幌町に置かれている状況でどういう運営の方法がいいのか、またそれに付随するその体育行政の部分でどういったものを網羅していけば効率よい運営ができるのかというものを考えていながら、その中で指定管理者制度をもう一回導入すると効果的だよねという判断に至るのであれば、再導入はあるのかなと。そこら辺の考え方というのはいついつまでにとということではなく、これから事業を進めていく中で常々考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 施設の運営の方法と、やはりスポーツ振興についてはどうしても今の答弁ですと分けて考えていくような方向なのかなというちょっと思いがしたのですけれども、違いますか。運営の仕方とスポーツ振興と5年前からそういう方向になりますよと。分けてといたらおかしいのだけれども、別物だという考えでということになるのですか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

町直営で行う場合は町がスポーツ振興を担うわけですので、指定管理ではなくて体育館の管理運営も町でやるので、当然別々ということではないです。主体が町なので。

以上です。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） すみません、今の答弁ちょっと私分らないのですけれども、いいです。

それで、現在指定管理者の体育協会では、考え方ですよ、4月以降収入がない中で税金を払っていくのは当然難しいと。税金って法人税か何かかなと思うのです。それで、収入がないので、その税金を納めるのが難しいので、一応法人については解散するような方向で考えているということを知ったのです。また、そして現在体育館に設置しているというか、そのいろいろなトレーニング用の器具、機器、機材、全て引き揚げることになるのですよね。そういう機材、機具類を見させていただきましたけれども、本当に残念なことではないかなと私は受け止めております。体育協会ありきではありませんけれども、地元では一つしかないスポーツ団体です。これまで体協さんがやってきた事業に対しては先ほど来答弁されていますが、高く評価して認めているわけですから、再度の導入もあり得るということなら、早い時期にもう一度体育協会と歩み寄った話合い、検討が私は必要でないかなと思うのです。決して住民サービスが低下するようなことは私は本当にしてほしくないのです。これについてももしお答えいただけたら、お願いします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） ただいまの質問というか、行政サービスを落とさないというのは当然のことだと思います。そういう部分では、極力そういうことのないようにやっていきたい。ただ、今まで体育協会さんがやられていた細かい部分までのそういったサービスまで行き届けるかどうかという部分については、即そこまでいけるかどうかというのはちょっと難しいと思いますけれども、そういう意味では当然町がやる上においても行政サービスの低下のないように考えていきたいというふうに思っています。ただ、だから今指定管理が直営に戻ったという状況の中ですぐにもう話合いをしてということにはならないかなというふうに思います。ただ、極力体育協会という組織も当然町の体育振興を担っているというか、そういう組織でございますので、目的は町全体の体育振興を担う町と同じでありますので、理解し合える部分だと思います。そういう部分では、意思疎通を図りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今教育長の答弁、普通であればそういう内容について意思疎通をしながら体育振興を体協と一緒にやっていきたいという思いは、それは当たり前のことだと思うのですが、ただ今回体協さんが指定管理から選定されなかったという、そういう

部分でやはり感情というのかな、感情論というのか、その辺が私やっぱりじっくりいかな
いのではないかなと思うのね。すごくその辺は本当に心配します。そのことがやはり目的
は体協さんと行政と同じかもしれないけれども、本当にスムーズに行くのならいいです
よ。体協さんが今回指定管理者から選定されなかったということで、その経費の部分でも
一致しなかったということで、体協さんは体協さんの言い分があるのです。先ほど阿部議
員さんも言っていましたけれども、私はここで言いませんけれども、体協さんは体協さん
の言い分があるのです。そういう中で選定されなかったという、それは当然感情が働いて
も私はおかしくないなと思います。

行政しっかりその辺はちゃんと払拭して、体協さんとやっていただければ幸いなことだ
と思います。とにかく何といってもこういうこと、サービスの低下が起きるといことは
町民なのです。住民の方々が不利益を一番被ることなのです。だから、今まで体協さんが
やってきたソフト面での支援というのかな、そういうものに対してはすぐには行政がやっ
ていけないかもしれない、元に戻らないかもしれないと言うかもしれませんが、即
影響を受けるのは住民なのです。その辺のことを考えてやってくれると思いますが、やは
り住民の人が考えているのは総合体育館、行政が考えていることとちょっと考え方が違っ
ているのではないかなと思います。

最後に、本当に町民の健康、体力維持、増進、特に高齢化になっています。高齢者が多
いです。あとは青少年の問題もあります。その辺はやっぱりきちっと考えてほしいし、時
間がかかるかもしれないと言うかもしれませんが、私そんなに時間がかかっていい
ものではないと思います。だから、先ほども言いましたけれども、歩み寄って、体協あり
きではないと私は先ほど言いましたけれども、やはりもう一回きちんと納得のいけるよう
な、私は体協さんと歩み寄った話を進めながら今後の方針決めていただきたいなと思
いなのです。どうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

そういう感情的な部分というのは確かにあるのかなというふうに思います。ただ、そう
いう部分は受け止めながら、町としてもできる限り話し合いをしてまいりたいというふう
に思っております。

以上です。

○議長（森 淳君） これで3番、平山美知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） それでは、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束とアフターコロナを見据えたまちづくりについて。

質問要旨、新型コロナウイルスの感染が確認され1年余りがたち、いまだに収束しておらず心配しているところではありますが、そのような中ようやく差した一筋の光明がコロナワクチンの接種であると考えられます。いかに安心して多くの国民に接種を受けてもらえるかが重要であり、最大限の準備と情報発信をしなければなりません。町としても同じであり、接種体制の構築等について本年の1月28日開催の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において説明を受けましたが、一人でも多くの町民に接種を受けてもらうためには万全の準備と情報発信が必要であると考えます。また、国や北海道はデジタル化や脱炭素社会など、アフターコロナを見据えた令和3年度の予算編成を打ち出しております。町としてもコロナ収束後を見据えた経済の回復と未来に対応できるまちづくりが必要であると考え、以下について質問をいたします。

1つ目、コロナワクチンの接種については、安全性や副反応などの不安があれば接種率が上がらないことが懸念されます。今後の課題として集団接種のシミュレーション実施の有無や基礎疾患を持っている方、離島での対応などどのような対策を考え、準備をし、どのように情報を発信していき、接種率を上げていくのか。

2つ目、町の全ての産業や福祉関係の課題として事業継承や担い手不足、労働力確保に向けてICTなども活用しながら課題解決に向けて対応していくべきと考えますが、どうか。

3つ目、国も進めている人口減少対策や移住定住対策も重要課題であり、リモートワーク、ワーケーションや地域おこし協力隊の取組強化などを推進するため、空き家を利用してサテライトオフィスや移住等体験用住宅などの整備をし、取組を進めるべきと考えますが、町としてはどのような対策を講じていくのか伺います。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 村田議員のご質問、新型コロナウイルス感染症の収束とアフターコロナを見据えたまちづくりについてお答えいたします。

1点目のワクチン接種に関する準備や情報の発信についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種については、先月の臨時会において必要な予算を措置していただき、

準備を進めているところであります。現状といたしましては、第1弾として医療従事者への先行接種が行われており、その後先行接種以外の医療従事者への接種、高齢者などへの接種と進んでいく計画となっております。ワクチンの供給時期等が明確に示されていないため、具体的な日程などをお示しすることはできませんが、準備ができるものから確実に取り組んでいるところであります。本町における今後の課題についてであります。初めに集団接種のシミュレーションとして、これから医療従事者に対して行う2回目の接種を高齢者などを対象とした集団接種を見据えた中で、同じ会場で接種を行うことを検討しております。

また、離島地区については道立診療所を所管する留萌保健所を窓口として情報共有を図っており、診療所の状況を勘案しながら現地で接種できるよう調整しているところであります。

次に、安全性や副反応に対する情報や基礎疾患を有する方への情報提供についてであります。ワクチン接種全般の情報は接種方法と接種体制が整い次第周知を行うこととしておりましたが、安全性や副反応などについては町民の皆様の不安解消、さらには接種の判断をするために必要な情報であると考えますことから、できる限り早期に提供できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。また、当該者に対して接種券を発送する際にも説明文書を同封するなど、的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目の労働力確保などの課題解決に向けた対応についてであります。事業継承や担い手、労働力不足については、本町において農業をはじめとする各分野で大きな課題となっており、それぞれ関係団体との協議や検討を重ねているところであります。また、留萌管内においても同様の課題があり、各産業団体などで構成する留萌管内働き手対策検討会において、現状把握や人材確保のための労働力融通システムの構築、外国人材の確保について検討しているところであります。このことから引き続き働き手対策検討会の検討状況などを踏まえながら、本町に合った形での産業間連携や外国人材活用など関係団体と協議してまいりたいと考えております。

3点目のサテライトオフィスや移住等体験用住宅などの整備についてであります。人口減少対策といたしましてリモートワーク、ワーケーションなどを推進するため、サテライトオフィスや移住等体験用住宅などを整備し、移住定住の促進を図ることは有効な手段と考えておりますが、国内での感染が終息となった後においても特に中期的な来町を促進するような事業については、離島を抱えている事情を踏まえ、慎重に検討する必要があると認識しております。

また、町営住宅については老朽化が著しいことから、公営住宅等長寿命化計画に基づき建て替えなどの整備を進めているところであり、体験用住宅を整備する場合、民間の空き家の活用も手法の一つと考えますが、現時点で具体的な方向性を定めておりませんので、既に取り組まれている自治体を参考にしつつ、本町にとってどのような手法が最適か検討してまいりたいと考えております。

以上、村田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） それでは、答弁書に沿って再質問をしたいと思います。

1点目のコロナワクチンの接種については、羽幌町において一人でも多くの方が安心して接種を受けていただける、それから悩んでいる方でも接種をするという考え方になってもらうために課題があると思い質問させていただきましたので、その接種率を上げるため、思っていることをまた再質問をさせていただきます。

答弁書のまず中にこのシミュレーションとして医療従事者の2回目を考えていると、検討していますということですが、このシミュレーションは全道各地で医療従事者に対しての接種でシミュレーション等を行っていると思うのですが、やっぱり羽幌町においても、今の旧町体育館でやる上においてもその課題を見つける、把握して改善していくためにもこのシミュレーションは必要なものだとも考えております。

そこで、答弁では2回目の接種を見据えて、高齢者の集団接種を見据えてということなのですが、今の状況でシミュレーションとして行える、どのぐらいお話を詰めているのか、もしそのシミュレーションが現実には不可能ですということになった場合、その後の方策について何か検討しているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状では検討しているという表現を使わせていただきましたけれども、基本的には医療従事者に対しての2回目の接種時に行くという方向で進めております。ただ、ワクチンの供給が例えばいつだとか、量ですとか、例えば1回目で医療従事者全員ができなかった場合ですとか、もろもろその供給量と日程がまだ決まっていますので、なかなかちょっと不確定な要素ございますけれども、基本的には2回目の接種時に集団接種のシミュレーションを行うという方向で進めているという状況であります。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今回の答弁でできる限り今それこそどれだけの量が入ってくるということは、これは言えないと思いますし、今の段階でいくと国のほうもかなり遅れているということなので、でもどういう形にしていくのか分かりませんが、スムーズな接種体制をつくるためにはぜひとも行ってもらいたいと思います。

あと、先ほど町長が午前中のお話の中で離島地区についての接種に関して65歳以上でなく、年齢関係なく一斉にやるという形で検討しているということがありました。新聞等でも1,000人未満の島はそういう形でやっていいですということが報道されていますので、理解はしています。これも入ってくる量とかいろんなことがあるでしょうが、要は順番として市街地区でいくと65歳以上の方がまず優先とか順番があります。そういう中で島はその順番はなく接種をするということですが、考え方としてそういう違う形の条件

で接種をするということになったときに、先に市街地区の65歳から打って行って、どの段階で島に移ってその全体がきちんと打てるような対策をしていくのかというのも今の段階ではなかなか答弁もできないでしょうが、やっぱりある程度そういうところが見えてきたときには、少しでも早く離島の方々にもこういう形なるべく天売なら天売が一回で終わるような形を取った中で取り進めていただきたいと思いますと思っているのですが、そこで離島について幾つか質問をしたいと思います。

まず、医師がいなければ接種はできませんので、今現在は焼尻島には医師はいないということで、この医師と看護師の接種をするときの体制、その部分に対しては副反応のこともありますし、もし重篤な副反応が出た場合、確率としては少ないでしょうが、出た場合の対応はやっぱりきちんとお示しをしなければならぬと思うのですが、市街地区と違って離島ですので、そこら辺の段階で考えている準備やら、今進んでいる状況を分る範囲でよろしいので、まず説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

村田議員おっしゃるとおり、焼尻につきましては現在常勤医がないという状況でありますので、状況的には接種をできる会場に申請をするという行為がまだ道のほうでできていないという状況になります。ただ、診療所に代診医が行ったとき等を用いて、現状ではそれにプラスして道立病院のほうからも先生と看護師さんをお願いをしてというような状況で現在は検討しております。天売につきましても、診療所の先生とプラスして例えば先ほど言いました全島民を対象にというような状況になりますと、当然1名ではちょっとやっぱり厳しいということもございますので、その辺については道立病院のほうと詰めているという状況であります。

あと、その接種した後の部分でありますけれども、まずアナフィラキシーショックという部分につきましては、おおむね15分から30分の間に出現するというようなことが言われておりますので、基本的には接種後30分はその会場にいてもらうというふうなのが基本でありますので、その場面には当然お医者さんもいますので、そのショックの部分については対応ができるのではないかとこのように考えております。プラスしまして、その後重篤な副反応という部分が出現したという場合は、通常の救急搬送等で対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） なかなかいつ打てるか分からない状況で今の答弁で、今の段階での体制ということがよく分かりました。本当に島は陸が続いていないですから、島民もそういうその副反応なんかはやっぱり気にするのかなと思いますし、今関連もするのですけれども、これは島もですが、あと市街地区もその基礎疾患だとか、それから持病を持っているの方々に対してもちょっと課題があるのかなと思うので、引き続き質問をさせてもらいたいと思います。

国とかアンケートとかでいくと、町民に対してどういう体制で接種をするのですかという中にいきますと、8割方の市町村が集団接種と個別接種を併用して執り行いたいという、そういう部分があったのですが、その部分で羽幌町は集団接種一本でいくお考えなのかどうか、まず確認をしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

基本的には集団接種一本で行いたいと考えております。ただ、それこそこれもワクチンの供給の状況にもよるかと思うのですが、まず集団接種が終了した後にワクチンの供給があるかというようなことになったときに、例えば個別の部分も何とかしていただけるように交渉をするですとか、そういう余地はあろうかと思っておりますけれども、現状では皆さん御存じのとおり一回解凍しますとすぐ使わないというようなワクチンでありますので、なかなかちょっと個別には向かないのかなと。大都市圏では個別接種でも確保できるかもしれないのですが、集団接種終わった後にという形になりますと、ちょっとその辺がまだまだ見通せないという状況がありますので、現状におきましては集団接種というふうに考えてございます。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今鈴木課長の答弁で基本的には集団接種一本ということの答弁がありましたので、それを基本に気にかかっているのが先ほどもちょっと言いましたが、基礎疾患や持病を持っている方々がどの段階で打てるのかということは別として、自分が接種をしていいものかどうなのかというところを判断なかなかつきづらいのかなというところで、特にここら辺は早い情報提供が必要なのではないかなと思っております。

羽幌町の町民の中には、羽幌町内にかかりつけ医を持っている方もおりますが、私の知っている方の中にも留萌、旭川、札幌にかかりつけ医を持っていて、二、三か月に1回そちらのほうに出向いて診察を受けているという方も結構おります。そういう方々に対しては、自分の病気を持っていて、その不安を解消してくれるのはやっぱりかかりつけ医ではないかということが一番感じます。そういう中でいきますと、答弁書にもなるべく早くということは書いてありますので、どういう形のその接種券を発送する際にも説明文書と書いてありますが、やっぱりここは違う媒体を使ってでもどういう基礎疾患の方はかかりつけ医に相談してくださいとか、悩んでいる方のその不安解消をする手法として全員が羽幌町で持っていればいいのですけれども、やっぱりそうでない方も数多くおりますので、何とか自分もどういう基礎疾患がいいのか悪いのか分かりませんので、ここら辺はいち早く確認をしてその羽幌町民が留萌なり旭川に行ったときに聞いて判断できて、実際に打てるようになったときには不安なく打てるような形を取ってあげるのがいいのかなと思っておりますので、ここら辺の準備とか、この部分はもう少し早く町民に知らせるとかという何か方策とか、そういうのがあればお教え願います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、そういう部分の周知でありますけれども、町長の答弁でもありましたけれども、当初接種の状況ですとかが決まったらというふうに考えておりましたけれども、そういう部分に関しましては早めに情報を提供していきたいというふうに思います。ただ、それこそ今見ている書類といいますか、手引という国が出している手引なのですけれども、これもかなり改訂、改訂、改訂ということでちょっとなかなかいつという判断ができない部分がございますので、なるべく早く一回出して、変更になったら都度更新するというような、そのようなちょっと手法を取っていききたいなというふうに思います。

基礎疾患を持っている方は、ご心配事ですけれども、たまたまちよつといろいろと町民の方に話を聞く中で既にやはり主治医の先生に相談をしている方ですとか相当数いらっしゃるようでありますので、そういうことも含めてまだそのような相談をされていない方もおられると当然思いますので、早急に対応をしたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 課長の言っていることほぼ間違いないのですけれども、まず任意接種ですから、強制でないので、ご自身が打つか打たないか決められるということと、それからご自分でその病院にかかっているなら、ここならこの先生、議員おっしゃるように留萌なら留萌、札幌なら札幌のかかりつけの先生に打ったほういいだろうか、どうだろうかという相談を早めにされるといいと思います。時期については、2月に医療従事者と言っていたのが今週ぐらいから始まるような話ですから遅れていますし、まだまだ遅れるかなというような懸念もあるようですので、時間はあると思いますので、なるべく早い時期に自分の病気を知っているかかりつけの先生にまず相談して、そして自分で順番が来たときに打つか打たないかということ判断していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今課長と、それから町長からの答弁がありましたので、そのとおりだと私も思っております。今課長の答弁の中に国のほうも初めてのことでありますから、変更、変更というも分かります。だから、課長言ったその都度変更があったときは、またそれで情報を出して町民に理解してもらうということもよく分かります。そういう中で一番多く使われるのは、町のホームページだとか、それから広報は月に1回、あと回覧ですとか、いろんなその周知の方法は幾つもあるとは思いますが、やっぱり敏速にそういうもし変更があった場合に、情報発信していけるという中に今年の3月にですか、試験運用、4月から本格運用始まる防災 i n f o はぼろ、この部分に関しては先般試験運用を開始されて、熊の出没の情報ですとか、そういうことがやっぱりあのときにもまだ入れていない町民がいて、そういう情報も流れてきたよということをお教えしたら、では私もそれ入れるわということにつながっておりますので、どういう形がいいのかというのは私も答えは出せませんが、そういう新しく入れたそのスマホで情報発信できるというのも

利用して、どういうふうに活用するのかも含めて、どういうふうにそういう情報発信していけばいいのか、そこら辺もし考えがあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

村田議員おっしゃるとおり、それこそ本当にインターネットですとか、そういうものを見られる環境にある方は更新も随時できますので、一番いいかと思えますけれども、そういう環境にない方も当然おられますので、紙ですとか、回覧ですとか、全戸配布ですとか、そういうような手法を取り入れながら進めたいというふうに思いますし、今ご指摘あった防災システムのほうにつきましても総務課が窓口になりますので、我々まだちょっと具体的にその部分については検討しておりませんが、必要だというふうに我々のほうで判断したときには、総務課のほうに依頼をして流してもらうというようなことも考えたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） ぜひいろいろ使える媒体を使って早いうちに安心できる情報を流して接種率を一人でも上げてもらえるということをお願いしたいと思います。

また、この部分に関してもう一点最後に。先ほど町長も任意ですと、これはそういうことですから任意だと思います。私も先ほどから悩んでいる人とか、それから65歳の方で健康な方でも副反応が気になってねとか、いろんなことがあると思います。そういう中で最終的に大体ワクチンが来て、終わった段階でまだ接種をためらっている方とか、まだ接種に出向いていない方に対して、任意だからそれであとは手の打ちようがないのですということになるか、それとも羽幌町としてコロナ終息に向けて大事なワクチンですので、どういう説明をつけるかちょっと分からないのですけれども、その接種率を上げるために少しでもそういう広報活動を最後には考えたほうがいいのかなど思っているのですが、あくまで任意なので、そこまではしませんということはそれはそれでなのかもしれませんが、私としての思いとしてはやっぱり今報道関係などでもいろんなことが出ているので、確かに不安はあると思います。ですが、やっぱり終息に向けてという中でいくと大事な接種でないかなと思うので、もしそこら辺お考えがあれば、答弁願います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほど町長も言われましたけれども、基本的には努力義務という形になりますので、なかなか一回やりますよと言って周知したときに来ない方に対しての部分については、ちょっと難しいかなというふうな気がしています。ただ、先ほど申しましたけれども、ワクチンの供給が集団接種終わった後にもろもろの状況で供給がされるという場合については再度周知をしてという形になろうかと思えますけれども、その辺も前段申しあげましたけれども、見通せないという状況にありますので、当然ですけれども、周知はできますけれども、なかなか強制だとか、そういうことは当然できませんので、ワクチン次第かなという

ふうに思いますし、そのワクチンが供給されれば勸奨はすると、したいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 行政としてできる範囲のことをして一人でも多くの方に打っていただけるように努力を願いたいと思います。1つ目はこれで終わりたいと思います。

2つ目と3つ目は、ちょっと関連性があるものですから、行き来するかもしれませんが、再質問したいと思います。

まず、2番目のここの2つ目、3つ目はコロナがゼロコロナにはなれませんが、落ち着いて日本全国が経済活動を再開して元のその経済取り戻しましょうというようなことになったことを前提にアフターコロナを見据えということにしていますので、そこら辺はまずご理解をお願いしたいと思います。

2番目の全ての産業というのは、一次産業、二次産業から商工まで全てを表していますし、福祉関係という部分に関しては介護関係の部分の人手不足とか労働力不足ということを含めてお話をしております。そういう中で再質問いたします。

まず、羽幌の町の産業の中で農業もそうなのですが、いろんな産業で仕事はあるのですが、後継者がいないとか、人手不足で事業の拡大ができないとかという、そういう状況が続いて産業がなかなか活性化しないということがあります。そういう中において、それをどう解決するかという中にいきますと、農業でいくとスマート農業、林業、漁業もそういう言葉が使われるようになりますし、商工業ですとスマートファクトリーとかという言葉がありまして、いかに魅力ある産業にするかという中でいくとデジタル化だとかICTをフル活用してとかというところが、これはすみません、私農業なものですから、なかなか農業のしか分からないのですが、若い人はそういうところにすぐ魅力を感じますし、取り入れたらやっぱり新しい時代のそういうことはやりがいがあるということにつながっていますので、ここら辺をどうやって結びつけてその労働力不足だとか、そういうところに向かっていくかというところが大きな問題だと思います。そういう中で、農業に関してはいろんな形で取り組んでいます。ちょっと今回は介護のほうの部分のことで私はあまり詳しくないのですが、人手不足解消、それから働きやすい環境を模索する中でタブレットを利用した情報共有システムですとか、あとこれは金額が高いのですが、介護ロボット、見守りロボット、介護者のアシストスーツ、介護される側のアシストスーツなど、いろんな部分でもうその負担軽減のためのものが出てきていると思うのです。これは私よりも課長のほうが詳しいと思うのですが、ここら辺も先日2月25日に第8期の介護保険事業計画の説明がありまして、その中には人材不足のため難しいですとかという文言が幾つもありました。そういうのを解決する上での一つの方策として、今言ったこういう技術を使って労働者の負担軽減ですとか、羽幌町でのそういう福祉関係、働いてみてもいいわというような人を増やす、そういう手法も大事ではないのかなと思うのですが、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、人材不足といえますか、人手不足に関しましては議員おっしゃるとおりでありまして、その常任委員会の中でも申しましたけれども、外国人の部分ですとか、そういうところを進めておりますけれども、外国人の部分についてはコロナでその協議会の会議すら開かれていないという状況でありますので、というような説明をしたかと思えます。

介護の部分についてのICTというと、議員おっしゃるとおり介護ロボットですとか、そういう補助ツールであるかと思えますけれども、基本的には人材確保に努めて、外国人の前に近隣とか、あと例えば高校を卒業した人たちですとか、そういう部分の確保にまず努めて、その後外国人にシフトをして、その後そのような技術を活用しながらというような方向で話をしたいなというふうに思っております。

ただ、ちょっと介護ロボットというような状況になると、入所者さんの部分もありますので、そこはちょっと慎重にしていかなければならないのかなという気はしますけれども、その辺の部分も含めて介護事業者のほうと検討をしていきたいと思えますし、ただそういう意味では今後そのような部分に対しての国の施策ですとか、そういう部分も見極めながら検討してまいりたいというふうに思えます。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） なかなか難しい部分ですけれども、できることから環境づくりに尽力してもらいたいと思えます。

今度介護でなくて一般のその全ての産業というところで一つお話、質問をしたいと思えます。

先般、去年でしたか、特定地域づくり事業推進法だかなんかちょっと長い法律が去年6月制定されまして、これの中身が町内の様々な産業で一年中仕事はないのですが、やっぱりこれもまた自分もかかるのですけれども、一次産業でも商工でも忙しい繁忙期があつて、そのときは人手が足りない。だけれども、一年中雇用するだけの余裕もないということ。を前提にこういう制度ができて、特定地域づくり事業推進組合員だったかな、そういうものをつくって人の人材のやり取りをその組合から例えば農業が忙しい時期は農業に派遣する、漁師が忙しいときには漁師に派遣するというような、そういう仕組みの法律ができて、受益者が半分、これは県が半分、町村が半分、そんなような形で行うそういう仕組みができておまして、この間なのですけれども、下川町が北海道で第1号に認定されております。その中身は15事業者で構成して、3人を雇って、そこから忙しいところにその3人を派遣するという組合です。これが例えば羽幌町にとか、それがマッチしてすぐできるとかということとはちょっと違うのですが、私の思いとして今の羽幌町の産業を守っていくとか、活性していくとかという部分でいくと、やっぱりそういう部分のその労働力の確保というのですか、そういうのは非常に大事で、そういうところの人材を見つけてつくっていくというところにおいてもこういう組織だったり、それからちょっと3番目

にも行くのですけれども、今の時代の流れで都会からそういう人を引き寄せて、魅力あるものをつくって人口減少対策にもつなげていくと、そういうところの労働力確保に対してそういうものをぜひとも取り進めてもらいたいという思いでこの2番目も中にうたったのですが、もしこら辺の考え方が何かあれば、答弁お願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

答弁のほうでもありましたが、産業間の労働力マッチングという部分に関しましては、これにいわゆる近い部分がありまして、それに関して各産業の空いている時期であったりとかなんなりというのは、今留萌管内のほう、検討会の中でも調査検討している段階です。その中で試行的にも実施している部分があるのですが、やはり産業において農業であったり、漁業であったり天候等に左右される部分がありまして、かなりちょっとマッチングにも厳しい部分があるということで、今議員がおっしゃったこういう協議会つくってという部分を目指してはいるのですけれども、前段としてこの管内である産業のマッチングという部分を今どういう格好でできるかということでの検討はしている段階です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） これもなかなか難しい課題であると私も認識しておりますが、このままこまねいては衰退するばかりなので、何とかその点に関しては1歩でも2歩でも進んでいってほしいなど。

その中でもう一つ、ちょっと3番目のほうに行ってしまうのですが、これもまた法律とかルールの中での話なのですが、羽幌町でも地域おこし協力隊を募集して人材確保に向けてやっていると思うのですが、私としては1期目のまち・ひと・しごとの総合戦略の中でこの地域おこし協力隊をもっと有効活用してほしいということは伝えたのですが、これは農業にも従事できますし、違う産業にも従事しようと思ったら申し込めます。

現行でいくと今羽幌町でも利用しているように1年間、最大3年間。でも、実はもう一個あって、お試し地域おこし協力隊というのが現行でもあります。これは2泊3日しかおられません、国がこういうものをつくって少しでも多くの方に地方に来て働いてもらうということでつくったのですが、問題がありまして来年度より2つできました。まず1つは、地域おこし協力隊インターン。これは、2週間から3か月の地域おこし協力隊。これはまた逆に言うと、今の中でいくと例えば島のめん羊のところに休みのときに江別から来てもらうのなんかも多分該当になるのかなと思うのですが、そういう新たな制度。もう一つが地域プロジェクトマネジャー。これは1年間で最大3年間なのですが、いろんなことに取り組んでもなかなか難しくてゆるくないのですということにその企業との連携やら、たけた人を各市町村1名限定で募集してもいいですという、そういうものをつくっています。

そういうことで、国では令和6年度までに8,000人を目標にしていると。今現在5,000人ぐらいなので、プラス3,000人ぐらいをもっとその地域おこし協力隊を活発

にしたいということを国でうたっています。私はこういうのも地域活性の手だての手法の一つとして捉えて大いに利用して行ってほしいなという部分がありまして、今ちょっと来年度よりこういうこともあるのですということを紹介させていただきました。こういうことも含めて先ほど言ったそのいろんな活性化をするため、労働力を確保するため、いろんなやれることは何でもやるという思いの中で最後にたどり着くのが住むところだとか、先ほど言った協力隊のインターンみたく二、三か月例えばいるとなれば、やっぱり住宅も必要でしょうし、そういうところの取組も含めて3番目にあるその人口減少対策やら移住、定住対策というところで、今のその働き方の中でいくと当然リモートワークはもうはやっていますし、羽幌町は島の観光もありますから、ワーケーションという形で行うというのも一つでしょうし、ありとあらゆるその考え方を見つけてどういう形にすると羽幌町は活性化して元気になるのかというところを手をこまねいているのではなくて、もう早急にやらないと駄目なのかなと私は思います。道もワーケーションなんかもう非常に取り組みたいということで、管内では遠別町が手を挙げていているというふうに聞いておりますので、ここら辺のその方向性とか考え方がもしあれば、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

ワーケーションに関しましては、先ほど町長からの答弁でも申しましたとおり現時点で具体的な方向性を定めておりませんので、今後空き家等の活用とかも手法の一つと考えながら具体的な手法があれば検討してまいりたいというふうに思います。

それと、先ほど地域活性化プロジェクトのほうにつきましては、同じような趣旨で協力隊去年、おとしから募集しているのですが、なかなか応募者がいないというのが現状でございまして、その辺もちょっと引き続きまた新たに検討していかなければならないかなと思っております。協力隊のインターンというお話、2か月から3か月というお話ありましたけれども、これにつきましては具体的にどういう手法がいいのかという、募集したいような事業がございましたら検討してまいりたいかなというふうに思っております。

それに加えて、その住むところに関しましても先ほど申しましたとおり、あとこれは前回の平成30年にいただいたご質問でも答弁述べておりますが、お試し住宅の実施等につきましては、もう両隣の町村とかで30年度いっぱいまでやめているというような状況もございまして、現在においてもそのままやめている、やめ続けているというような状況もございまして、その辺の状況も調査しながら、また考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 残り1分となりました。最後の質問あれば、まとめをお願いします。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） いろいろ提案したのですが、やっぱり前向きにどういう形がいいのか本当に真剣に官民全ての人で考えていかなければならないのかなと思います。

もう一つ、最後にこういうところにも参加してもらいたいという意味で、これは答弁要

りません。最後にもう一つだけ提案したいと思います。これは今日の新聞なのですが、報道等で聞いていると思います。北海道移住ドラフト会議、聞いていると思います。これが登別で3回目がありまして、それを見ますと20代から50代の方が36名がそこに参加して、要は各町村が引き合いをしていると。これだけ36名の方がいろんなところからこうやって地方に来たいのだということが現実にある。やっぱり羽幌町としても体制をつくって、手を挙げて、一人でも移住定住、いろんな働き方がありますので、そういうところに向けて、新しいその羽幌のまちづくりに向かって大いに邁進してもらいたいという思いも込めて、今日はその2番目と3番目の質問をしましたので、皆さんの知恵を絞って取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（森 淳君） これで10番、村田定人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4時00分)